

小野村林蔵の人と思想

——特に戦時中におけるキリスト教（プロテスタント）
と国家神道の対立をめぐる——

金 田 隆 一 *

Personality and Thought of Rev. Rinzô Onomura
——focussed particularly on the antagonism between
the Christians (Protestant) and the Nationalistic-
Shintoists in the Wartime.——

RYUICHI KANETA

要 旨

多くの論議を生んだ建国記念日が2月11日に決定をみるに至った事実に象徴される如く、次第に復古的様相が社会の諸方面に顕著に具体化されつつある今日、戦時中、軍国主義、ファシズムの精神的支柱としての国家神道と対決し、投獄されるに至った札幌北一条教会小野村林蔵牧師の信仰的、思想的内容を究明することは、日本における今後のキリスト者の在り方、教会形成にとって有意義のことと信じ、その分析と解明を試みた。

Synopsis

The restoration of the Foundation Day on February 11, which aroused so much controversy among the nation, symbolizes the reactionary tendency in many groups of our country. So I try to analyze and make clear the faith and thought of Rev. Rinzô Onomura, the minister at Sapporo Kita-Ichijô Church, who was imprisoned in the Wartime (1941—45) for his strenuous opposition to the Nationalistic-Shintoism, which had been the spiritual backbone of the “fascists” or the “military-influenced extremists” in our country then.

The author believes that Rev. Onomura's brave action has a significant meaning not only for the Christians of today but also for the future development of the Christ's churches in Japan.

は し が き

明治以後におけるプロテスタント教会と 国家との関係について

明治初期におけるプロテスタント教会伝道の発展は、主として米国より派遣された組合、メソジスト、監督、改革、長老教会派を主流としたバラ、ブラウン、フルベッキ、リギンス、ヘボン、ウィリアムス等の宣教師が「切支丹宗門ノ儀是迄ノ通り堅ク御禁制」⁽¹⁾の中であって佐幕派に属した不遇な武士階級出身者を把えることにより萌芽を生ぜしめ、植村正久、本多庸一、井深梶之助らの、いわゆる「横浜バンド」、熊本洋学校外人教師ジェンズの薫陶をうけて成立した小崎弘道、海老名弾正らの「熊本バンド」（後に新島襄の新設した京都の同志社に集まる）、札幌農学校におけ

るクラークの指導とその影響下に生長した内村鑑三、新渡戸稲造らの「札幌バンド」の成立によってプロテスタント教会の基礎が形成された。

この間、明治維新政府の意図した王政復古に基づく祭政一致の方針、具体的には1872（明治5）年、教部省の発令した「敬神愛国・天理人道・皇上奉戴」の教則三条を基本原則とする国家神道政策は、後進国としての近代資本主義体制の整備、立憲制度の確立による絶対主義政府の確立を目的とする殖産興業政策、文明開化のスローガンのもとに、一時的にしる歴史の背後に隠蔽せざるをえなかった。やがてプロテスタント教会は、自由民権運動の抬頭とともに、身分的隷属を始め封建的な桎梏を廃止して、近代農民、第三階級へと脱皮しつつあった中農、富農、商人層の一部に浸透し、民権運動の発展に伴う天賦人權論や功利主義の近代思想と相携えて近代市民社会意識形成の一精神的要素となった。

* 助教授 一般教科

しかし1884（明治17）年に生じた加波山事件などを頂点として自由民権運動は、政府の種々なる弾圧政策と、その指導者に対する巧妙な懐柔政策の成功により、同年10月には、自由民権運動の主体的政党であった自由党は解党を余儀なくされ、自由民権運動は次第に衰退にむかうのである。それは同時にキリスト教に対する「耶蘇教蔓延防禦策」⁽²⁾ となって現われ、1889（明治22）年、伊藤博文らの手による大日本帝国憲法の成立発布、及び翌年忠君愛国主義を基軸に国家主義に立脚した国民道徳の支柱たる「教育勅語」の発布は、キリスト者が天皇制絶対主義への闘いと屈服に繋る次の道を暗示する重要なメルクマールとなった。

即ちキリスト教に好意をもつインテリで開明的絶対主義官僚森有礼文部大臣の暗殺に続く、1891（明治24）年1月、東京第一高等中学校において生じた内村鑑三の勅語拝礼拒否の不敬事件は、プロテスタント教会と絶対主義的天皇制国家との闘いの山場であったが、「久しく基督教徒の態度に対して猜疑しつつありし世間は、氏の一挙に依りて基督教徒に加ふるに不臣、非愛国の悪名を以てして之を罵詈するに至れり。」⁽³⁾との批難をうけ、植村正久の「吾人は新教徒として、万主の王たる基督の肖像すら礼拝することを好まず、何故に人類の影像を拝すべきの道理ありや、吾人は上帝の啓示せる聖書に対して、低頭礼拝することを不可とす。また之を辱とせず、何故に今上陛下の勅語にのみ拝礼なすべきや。」⁽⁴⁾と司政者を批判し、それは当局が独断的に「痴愚なる頭腦の妄想」⁽⁵⁾によって創作したものであるとの反駁も、滔滔たる反動思想の潮流にはいかんともしがたく、やがて1893（明治26）年、皇室中心主義と仏教信仰の結合理念による井上哲次郎の「宗教と教育の衝突」の発表にみられるキリスト教排撃の運動として展開されていった。井上の論点は、「(1)我が国の教育主義は教育勅語を以て基礎とせざるべからず。(2)教育勅語は国家主義なり。基督教は世界主義にして国家主義にあらず、愛に差等なしと説くが故に国家に執着するものに非ず。君父の上に天父あり耶蘇ありと説くが故に忠孝主義に反す。(3)故に耶蘇教と教育とは衝突す。」⁽⁶⁾というもので、仏教に名を借りながら教育勅語の本質の再現に他ならなかった。しかしてその社会的影響は甚大で「彼れは當時に於て文学博士として殆んど帝国大学を代表すべき位置に在りしかば、彼れの議論は日本教育社会の全体に大影響を与え、遂に教育社会の大半を挙げて基督教を敵視するに至らしめた。」⁽⁷⁾のである。

一方1886（明治19）年頃より「ユニテリアン」及び「ユニヴァーサリスト」の自由神学的信仰が新思想として脆弱な教会と福音的信仰の基礎をもたぬ信徒を席卷し、信仰の喪失により金森通倫、横井時雄らの有力指導者が実業界に去ったことは、プロテスタント教会の衰微を一層顕著たらしめた。

一言にして申せば、それはプロテスタント教会の国民主義的国権論への従属であり、自我、人間の主体性等の進歩的思想性を内包しつつも基本的には、絶対主義的天皇支配体制の政治的、思想的枠内に包摂されるに至る福音的信仰の挫折の過程であった。故にその信仰における闘いと妥協は、キリスト教の本質の質的变化を伴うもので、一キリスト教徒は、「基督教思想の普及した割合に教会の振はないのは如何なる原因に基づくのであろうか。第一は基督教徒がその創業時代の元氣も漸く消耗し我邦の風俗と同化し、在来の諸宗教と融合せんとしている傾向に基づくのではあるまいかと思ふ。」⁽⁸⁾と述べ、横井時雄はより具体的に「日本将来の基督教」を論じて「今日我邦に行なわる処の基督教は、多くはこれ英米の基督教なり、教会の神学及び信仰生活は、正にこれ英米の風に模したるものなり。未だ以て之を日本風の基督教と称すべからざる者あり。これより以後こそは日本風の基督教を発達するの機会到達したるなれ。欧米基督教はギリシャの文学、ローマの法理を用いて以て斯の如く発達したるなり。將に東洋に起らんとする処の基督教は、儒仏の文明の上に立てざるべからず。此両教中の真理美質を悉く吸収して以て発達せざるべからず。」⁽⁹⁾と基、仏、儒の混合による日本的キリスト教を唱導した。かくして「キリスト教は、この時期に一応社会の前景からその姿を消し、日本プロテスタント教会史の第一幕は舞台の暗転の中に閉じられたのである。」⁽¹⁰⁾

ついで衰退したプロテスタント教会も、明治30年代を契機としてその教勢においては次第に回復をみるに至った。即ち日清戦争に勝利を獲得した日本資本主義は、その償金を媒介として急速に発展を遂げ、いわゆる「産業革命」を経ることにより、中大都市の発生に伴う中産インテリ階層と、ハイカラ文化を求めつつあった学生層に進出していった。それは反面、明治十年代に浸透しつつあった農村が徳川幕藩体制下と本質的に変わらぬ自小作農への年貢の収奪により、二十年以降地主の地位は強化し、「地主的土地所有」の土地支配形態が確立したため、キリスト教の発展は断絶を余儀なくされ、一方未だ階級社会における未成熟な労働者

階級への伝道もより一層困難であったことを示している。さて中産インテリ階層は確かに社会的共同体的規制から最も解放された都市を発生基盤とする開明の人間存在であったが、資本主義の発展とともに生ずる労働者階級の如く、階級的団結心を具有するものではなく、小市民的生活の中に安住し、社会性を欠如した浮動的中間層であった。故にその信仰内容も、一小市民としての個人倫理、主体性の確立という人間性の個的追求にのみ意欲を注ぎ、社会問題に対しても、「その大勢は、日清、日露の両戦争を通じて、自らが決して反国家的反社会的でないことを実証するため、戦争に牽仕し、さらに日露戦争後の日本社会の動揺の中で、体制維持のために協力し」⁽¹¹⁾ ていったのである。

たしかにその後のプロテスタント教会の形成において、信仰の純粋性を保持することにより、信仰を真に人格的なものとして確立せんとした内村鑑三（特に日露戦争時における非戦論は特筆すべきである）、或いは組合教会系の安部磯雄を中心とする社会主義運動への結合、はたまた植村正久にみられる社会との閉鎖の中で信仰の純粋性を教会中心主義で擁護せんとした有力な指導者を見出すことはできるが、それは同時に信仰、教会の社会性の欠如、福音自体の把握の欠陥により大勢を挽回することは、もはや不可能な状態であった。それは1912（明治45）年、第二次西園寺内閣の発案に基づく、神・仏・基三教合同の成立に伴い、教会が国家権力からの国民精神指導の要請をうけた時、「我等は各教義を發揮し、皇運を扶翼し、国民道德の振興を計らん事を期す」⁽¹²⁾ との誓約に示される。ここにキリスト教会は、絶対主義的天皇制国家の支配の枠内においてのみその存在を許容されるに至った。

ついで大正期における絶対主義体制下におけるキリスト者の苦悶の様相を、立場を変えて教会内部より試してみることにする。それは当時を代表する神学者にして伝道者たる高倉徳太郎において明瞭に確知せしめられる。高倉は1885（明治18）年、現在の京都府綾部市に新興ブルジョアジーの長男として生をうけ、東京帝大を中退して植村正久の東京神学社に入学した逸材であったが、明治末期より大正にかけて風靡した「自己を内観する煩悶時代」において、同様に自我の克服に悩み、「自我とは一体何であるか。どうすればこれの解放し、充実し、徹底せしめることができるか、自我の問題を解決するためにはあらゆるものを犠牲にしていとわれないとは、当時の意気込みであった」⁽¹³⁾ と青年時代を回想している。かくして教会指導者として

の高倉の活躍は、自我克服の問題とともに、プロテスタント教会全体が大正の文化と思想の中に埋没していることへの批判と克服としての教会改革へと向かうのであるが、それは絶対主義国家に対する抵抗という形で具体化するに至らず、個人の苦悶の中で「ゆくてを望めば実に遠慮である。いつ目的が達せられるのか知らん。私は惑う……」⁽¹⁴⁾ の切願をもちつつも芥川竜之介の自殺を批判したその七年後に又自からも同じ自殺をもって自我の葛藤と苦悶の幕を閉じたのである。山本和氏の言を借りれば「大正期の個人的キリスト教は、個人的敬虔の内面性に逃亡して、マルクスの社会科学や、歴史哲学を用いてすら歴史の動向を見透そうとはせず、自由主義、理想主義、敬虔主義、神秘主義の諸形態のいずれにおいても、ブルジョア道徳に薄められてしまった。……こうして天皇制国家権力とイデオロギーによって乗っ取られ、何の抵抗も批判もなく、あの恐るべき暗黒におちこむ斜面にすぎなかった」⁽¹⁵⁾ 教会と時代であった。故に天皇制に対しては、より一層の癒着を示し、平均的キリスト者は、「宗教に之（古事記や日本書紀の記事―筆者注）を見る時は、我国が神国であって、特別な恩寵を受けて居る国であると信ぜざるを得ない。而して此の如き信仰は決して基督教の信仰と衝突しないばかりでなく、基督教の信仰によって反って確立せらるるのである。……されば我国においても今後皇室に対し、尊敬の精神を鼓舞し、我国体の特別なを認め、忠君愛国の気風を養うべきものは、基督教の信仰たるの疑いを容れざる所である」⁽¹⁶⁾ と日本的キリスト教への質的变化を明確化していった。確かに大正デモクラシー、特にロシア革命成功に伴うマルキシズムの影響をうけ1928（昭和3）年より1932（昭和7）年にかけて、YMCAを中心とした一部の大学生において、急進的なキリスト教社会主義運動であるSCM運動が展開されるが、歴史哲学と終末論を欠く極めて理想主義的なものであり、しかも現実の教会より大きく遊離していた故に、教会の支持をうけることができず、夏の夜の線香花火の如く、大半はマルキシズムに吸収される中で消滅してしまった。プロテスタントの大勢は、日本的キリスト教の態勢強化の中でより一層反動化していったのである。

さて、以上論述したプロテスタント教会の絶対主義的天皇制国家への闘いと敗北の歴史を、国家権力による宗教統制政策という法制史的側面より瞥見してみよう。それは明治以後における歴代政府の「宗教法案」の制定の歴史的変遷によって示される。

「宗教法案」の前提となる理念はいうまでもなく、1889（明治22）年2月に発令された「明治憲法」第二十八条に示された「日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス」を根本原理とする。「日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限り」とは、伊藤博文によれば「但し、信仰帰依は専ら内部の心識に属すと雖、其の更に外部に向ひて礼拝、儀式、布教、演説及結社、集会を為すに至っては固より法律又は警察上安寧秩序を維持する為の一般の制限に遵はざるを得ず。而して何等の宗教も神明に奉事する為に法憲の外に立ち、国家に対する臣民の義務を逃るの権利を有せず。……而して外部に於ける礼拝、布教の自由は法律規則に對し必要な制限を受けざるべからず。及臣民一般の義務に服従せざるべからず。此も憲法の裁定する所にして政教互相關係する所の界域なり。」⁽¹⁷⁾と注釈しているが、後の治安維持法にみられる「国体ヲ変革スル」の適用範囲を、無制限に拡大していった如く、極めて包括的、概念的な法理論であり、その基本は、同憲法第三条に示された「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」にあると推定される。

かくして最初の宗教法案は、1899（明治32）年12月に山県内閣により第十四回帝国議会で提案された。全文五章五十三条よりなり、特に第九章において「宗教の宣布宗教上の儀式の執行其の他宗教上の事項に関し安寧秩序を妨げ風俗を壊り又は臣民たるの義務に背く行為ありと認むるときは主務官庁に於て其の変更若は取消を命じ又は之を禁止することを得。」とあり、

第十四条「教派宗派教会其の他の宗教団体は主務官庁の監督に属す。主務官庁は事務の報告を徴し其の状況を検査し其の他監督上必要な命令を発し又は処分を行ふ。」

第三十六条「主務官庁は安寧秩序を害すると認むる者に対し教師たることを停止し又は禁止することを得。」⁽¹⁸⁾とある。

この「宗教法案」に対しては、キリスト教徒が、神道、仏教と同列に公認されたことからして、反対意見は少数であったに反し、逆に仏教側に外来の新宗教であるキリスト教を同格に扱ったことに強硬な反対意見が多く、日本国民の大多数を占める仏教徒の反対運動により、審議案は当然否決されるに至った。

ここで特に注意すべきことは、前述の如く、明治維新政府は、「敬神愛国、天理人道、皇上奉戴」を国民教化運動の基本的三原則と定めることにより、天皇の祖先神を祭る伊勢神宮を国営化せんとし、1873（明治6）年より神宮費を国庫負担として一万五千円を支出

した。〔1910（明治43）年には七十万円に急増す。〕又前年よりキリスト教の蔓延防止策と国家意識の結合を目的として、神宮司庁から伊勢神宮の大庫を頒布することを許し、それを各地方官庁を通じて全国の各郡、村、区、戸長らに下付し、各戸に配布せしめた。それは1872（明治5）年11月、太政官布告により旧暦の1月29日を天照大神の皇孫である神武天皇が大和の橿原の宮で即位したという記紀の神話を祝日と定め、翌年3月この日を紀元節と名付け、更に10月には過去八回に亘る旧暦変更の為漸く太陽暦の2月11日に決定し、1874（明治7）年より実施した政治的意図に基づく歴史的虚構の決定と表裏一体をなすもので、まさに天皇神格化と国家神道の癒着に他ならない。オーストリアの憲法学者スタインは神道をして、「神道ハ御国ニテ国体ヲ維持スルニ必要ナルヲ以テ之ヲ宗教ニ代用シテ自ヲ宗教ノ外ニシテ、国家精神ノ帰嚮スル所ヲ指示シ……而シテ国家ノ監理スベキ者ニアリ、宗教ハ内政ニ関セズ、裁判ニ関セズ、外交ニ関セザル等レナリ。」⁽¹⁹⁾神道が宗教としての機能を本質的に有していたことは明らかであったにもかかわらず、「神社は国家の祭祀であって宗教ではない。」と神社を宗教から分離し、日本国民としていかなる宗教を信ずる者も神社、特に伊勢神宮に対する崇敬は、国民の義務として遵守すべきことを示した。「宗教法案」に明示された「安寧秩序」の本質とはかくの如きものであり、かくして信教の自由は、具体的には国民に対する神社参拝の強制という政治的圧力の中で次第に剝奪されていった。

それから二十年後の1927（昭和2）年1月、第二回目の「宗教法案」が、第一次若槻内閣の手によって第五十二回帝国議会に、二年後の1929（昭和4）年1月には、田中内閣により第五十六回帝国議会に、三度「宗教団体法案」と形を変えて提出された。プロテスタント教会においては主として日本基督教会派の反対運動により、また仏教徒からの反撃もあって、この法案は貴族院で審議未了に終わった。しかして不死鳥の如く翼く国家神道の潮流は、神主等の統一運動が進む中で一層激しくなり、1930（昭和5）年、神社、神道を宗教から完全に分離して超宗教性、すなわち国家的宗教を付与し、これを制度化せんとし、浜口内閣は「神社制度調査会」を設置した。これに対し当然キリスト教会、仏教徒からの反対運動は生じたが、その運動は諦めムードの中で次第に衰弱していった。

前々年、外では満洲侵略を口実とした関東軍河本参

謀らの張作霖の列車爆破事件、内には同年改悪された治安維持法による共産党員の全国的大検挙が相つぎ、ファシズムの抬頭は、満洲侵略の急激化とともに、次第に自由主義者や良心的宗教者の言動すら制約しつつあった時代である。

やがて1939（昭和14）年1月、四度「宗教団体法」はファシスト平沼内閣の手によって第七十四帝国議会議に提案され、同年3月遂に成立した。この間、外にはリットン調査団の来日と満洲国傀儡政権の樹立、松岡洋右らによる満洲問題における国際連盟での完全な孤立化と脱退、ついで1937（昭和12）年7月には、盧溝橋事件を契機として中国に対する侵略の開始、内においては五・一五事件、二・二六事件を通して右翼、軍部が抬頭し、「国体明徴化運動」「国家総動員法」の公布の中で日本の軍国主義者、ファシストがその支配を確立するに至った。

全三十七条という簡潔なこの法案の内容は、前述した「宗教法案」の趣旨の他に、第三条において「教派、宗教又ハ教団ヲ設立セントスル者ハ、教規、宗制又ハ教団規則ヲ定メ、主務大臣ノ認可ヲ受クベシ」とあり、文部省宗務局長松尾長造の説明によると「もし宗教団体や教師が神社参拝を拒むという不料簡な真似をするなら、それは安寧秩序を乱す者であるから、本法によって律してゆきたい。」⁽²⁰⁾とその宗教の国家支配の本質を露骨に示した。それはファシズムという暗黒の籠の中に閉じ込められ水と餌を与えられぬ餓死寸前の幼鳥の如き存在であった。

1940（昭和15）年6月、文部省主催で開れた宗教界代表者会議において、教会数五十、信徒数五千人以上有しない教派は教団として認可しない意向をうけたプロテスタント全教派は、数次に亘る各教派代表者会議を経て、「合同教会の実現はプロテスタント教会の理想である。」との詭弁を弄しつつ、日本聖公会とセブンスデーアドベンチスト教派を除く殆んどの教会が、1941（昭和16）年6月に教団を成立させたのである。かくして教団の隠された本質は、日本基督教団規則等第七条「信徒の生活規定」中の第一条に「本教団に属する信徒は、万世一系の天皇を奉戴する臣民として、皇運を扶翼し奉り、国体の精華を発揚せんことを努むべし。」との皇国的性格の容認と強調の中に明確に示されている。はたまたその信仰内容においても「万世一系の天皇を仰ぎ奉るわが国に於てこそ、基督教が理想とする忠孝信一如（君に対する忠、父母に対する孝、上帝に対する信は一途）が最も完全に体得されるので

あって、これが日本類型の他に比すべきものなき特質である。」⁽²¹⁾と日本的基督教の特長を訴えている。

戦時中、満洲国國務院弘報処長や情報局第一部長を歴任した武藤富男は、後年「しかし私は自分に対し二つの言訳をして居りました。その一つは民族の神を敬ふことは民族そのものを尊ぶことで宗教ではない。…もう一つは信仰は個人的なものであり、私は個人の救ひを神の子キリストに求めている。然るに天照大神は国家的なものであり、皇道といひ惟神の道といひ国家又は民族の問題である。だから私がこれを宣伝しても、個人としての信仰を捨てなければ背教ではない。…というのです。……これには確かに一理ありました。……皇道も惟神の道も人間の魂の深刻なる苦悩を解決し得ませんでした。即ち死と罪とを解決しえませんでした。その意味に於てそれは宗教とは云えなかったわけですね。私はこの点を自己弁護に使ったのです。」⁽²²⁾と懺悔と反省を述べている。

（注）

- (1) 明治元年3月の太政官布告
- (2) 「開導新聞」（六合雑誌明治15年2号）によれば、「井上参議は耶蘇教の日に盛なるを憂とせられ、これを防禦するには大臣参議の顕官より、まづ仏教を崇めて維持するに如かずとの論にて、山県参議の邸に遊ばるる時は、多くの耶蘇教蔓延を防禦するの談に及ばるることもありと。また山県参議もやはり同論にて、これまで兵士のために神道の説教をなさしめられしを一切廃して、更に本宗の説教に変えられ、この後兵士の間に耶蘇教を信仰するものあるときは、兵隊の士官をして懇々説諭に及ばしめることに定められしとか。」とある。
- (3) 山路愛山著「基督教評論、日本人民史」（岩波文庫版）P101
- (4) 植村正久編集「福音週報」50号社説「不敬罪と基督教」（大久保利謙編近代史史料所収）
- (5) 植村正久編集「前掲書」（大久保利謙編近代史史料所収）
- (6) 山路愛山著「前掲書」P103
- (7) 山路愛山著「前掲書」P103
- (8) 村田勤著「日本における基督教の趨勢」（「回顧二十年」所収）
- (9) 横井時雄著「日本将来の基督教」（六合雑誌明治23年6月号所収）
- (10) 隅谷三喜男著「近代日本の形成とキリスト教」P135
- (11) 隅谷三喜男著「前掲書」P138
- (12) 山本秀雄編「日本基督教教会史」P392
- (13) 高倉徳太郎著作集1巻P18
- (14) 高倉徳太郎著作集1巻P26
- (15) 山本和著「日本の教会の戦争責任」（福音と世界1961年8月号所収）

- (16) 小崎弘道著「国家と宗教」大正2年版
- (17) 伊藤博文著「憲法義解」(岩波文庫版P60)
- (18) 佐波亘著「植村正久とその時代」2巻
P443—P446
- (19) 「史料による日本の歩み」近代編P185
- (20) 笠原芳光著「抵抗と挫折の歴史」(指1966年11
月号所収)
- (21) 魚木忠一著「日本基督教の精神的伝統」
(昭和16年)
- (22) 武藤富男著「再軍備を憤る一追放者の告白」
(転向、中巻、横山貞子著「キリスト教の人々」
P39～P40所収)

主として太平洋戦争下におけるキリスト教 (プロテスタント)の受難と闘いについて

太平洋戦争下、プロテスタント教会は、絶対主義的天皇制を支配原理とする軍国主義とファシズムの制圧下であって敵しい試練と妥協と敗北に喘ぎ続けた。特に1928(昭和3)年、全国の道府県警察に特高課を設置し、治安維持法の改悪に伴う共産主義者を始め反体制思想者の取締りの強化は、1941(昭和16)年、極限に達し、再度に亘る治安維持法の改悪は、特にその第七条において、「国体ヲ否定シ又ハ神宮若ハ皇室ノ尊厳ヲ冒瀆スヘキ事項ヲ流布スルコトヲ目的トシテ結社シタル者又ハ結社ノ役員其ノ他指導者タル任務ニ従事シタル者ハ無期又ハ四年以上ノ懲役ニ処シ情ヲ知りテ結社ニ加入シタル者又ハ結社ノ目的遂行ノ為ニスル行為ヲ為シタル者ハ一年以上ノ有期懲役ニ処ス」とある如く国体の変革や私有財産制の否定のみならず、神社や皇室に対する批判的言動すらも取締りの対象としたのである。しかもこれに対応して文部省の指導下に「宗教団体法」に基づくキリスト教団が結成された事実には、僅かに存在しえた良心的キリスト者の息の根をとめる役割を果たした。以下に述べる札幌北一条教会小野村林蔵牧師の投獄事件もこのような状態の中で生じたキリスト者の最後の良心の燈火としての受難史の一齣であった。又ついで述べる如く小野村以外においても個々の闘いはあったのであるが、押し並べてそれは教派、教会としての団体としての闘いでなく、個々の信仰の良心の闘いであり、またキリスト者側からする積極的な言動ではなく、支配者側よりする強いられた、いわば受難の闘いの歴史であった点にその悲劇的特質が示される。

ついでキリスト者の受難の歴史的状況と問題点を長清子氏の見解に教導されつつ簡述する。(1)

相剋の第一点は「天皇制」との対決である。万物の

創造者にして歴史を支配する唯一絶対の神であり、民族、血肉によらぬ人間個々の魂の救済にかかわる神への信仰と、明治憲法によって顕示された神聖にして絶対不可侵の現人神としての天皇の存在は、二神に兼ね使えることを許さぬ原理的かつ基本的対決点であった。そして最初の衝突は、前述した如く国家権力に基づくキリスト者も含む国民全体の神社参拝の強制であり、それは宮城遙拝という儀式、或いは御真影、伊勢神宮の大拝礼への強制という形式で一層強化されていった。小野村がこの強制された事実の中で苦悩する信徒をもち、闘わざるをえなかった重要な問題もここに存在したのである。

具体的には戦時中、最大の弾圧をうけたホーリネス・セヴンスデーアドヴェンテスト・無教会派の牧師、信徒に対する特高警察の詰問にみられる。「天皇の上に神が存在すると考えるか?」「キリスト教ではエホバの神の外に神無しとし、日本の神社神宮の礼拝を禁止しているか?」「伊勢神宮は偶像か、そのシンボルである大麻信仰は迷信か?」「天皇も一個の人間として審かれるか?」「天皇も救われねばならぬ罪人と考えるか?」等の事実にあふれることが、改訂治安維持法第七条のいわゆる「不敬罪」に該当すると見做したのである。

また天皇制に関するもう一つの対立点は、これもホーリネス系、無教会派の人々によって強調された「再臨説」すなわち信仰歴史観の問題である。やがて時満つればキリストが此の世に再臨し、その時イエスを信ずる者と信ぜぬ者は明確に分かれ、信ずる者には永遠の生命を、信ぜぬ者は永遠の裁きをうけ、ここに新しい王国が再現される。特に世界を惨禍に陥し入れた戦争の人間の罪による人類の滅亡は、キリストの再臨による救済以外にはありえないというファンダメンタルな信仰説である。「キリスト教ではキリストによる再臨により神による永遠の平和が実現し、キリストが世界を統御する時、天皇の地位はどうなるのか?」「キリスト再臨の時、彼は万世万民の王となって天皇の統帥権を摂取するのか?」「キリスト教の考えを徹底する時、国家の政治的変革をもち来らさずにはおかないのではないか?」という特高警察の問いによっても知られる如く、それは国家の転覆を目ざす政治思想の一種であるとし、国体否定の思想の所有者として同じく改訂治安維持法第七条に違反するとした。

かくして1942(昭和17)年6月1日、ホーリネス系である日本聖教会、きよめ会、東洋宣教きよめ会の三

派中（ホーリネス教会の重鎮である中田重治の死により教会は、1936(昭和11)年より1940(昭和15)年までに三派に分裂した）九六名が治安維持法違反の容疑で捕えられた。(2)求刑にあたっての検事の論告は、「抑々ユダヤ教は民族的な宗教であって、現世的かつ具体的な宗教である。要するにメシアの千年王国なる思想はユダヤ的思想である。しかるに基督世に現はるるに及んで、この民族的宗教を開発して普遍的かつ霊的なものに改めたのである。しかるにもかかはらず日本聖教会はホーリネス教会以来今日に至るまでこのユダヤ教的信仰思想を奉じて、これを清算しなかったのである、この教義は明らかに我国の国体に違反するものである。」(3)かくて多くの牧師が有罪の判決をうけたのであるが、その中獄死五名、服役後、或いは病氣保釈により帰宅後の死亡者は二名をかぞえた。北海道において函館の小山宗祐牧師の獄死を始め、有罪判決をうけた牧師には小樽の宮内清治、札幌の伊藤薫、旭川の斎藤光治、釧路の長塚徳四郎の諸氏がある。(4)

第二の相剋点は、非戦論、平和思想であり、この観点より強靱な抵抗を示したのは無教会派の信徒であった。その聖書思想の根底には内村鑑三の日露戦争時における非戦論思想を継承し、弾圧をうけた札幌の浅見仙作も、「剣をうちかえて鋤となし、その槍をうちかえて鎌となし、国は国にむかひて剣をあげず、戦闘のことを再びまなばざるべし」とのイザヤの平和思想に基づき「日支事変も愈々凄くなりました。神の前に大なる○(罪)を○(犯)すに歎呼の声を以て送っています。之が楽土建設の為とは誠に笑うべき愚であります。私たち主に在る者は平和の御祈りを致しましょう。」(5)と平和反戦論を述べたのが筆禍事件の原因となった。

また周知の如く、東大教授矢内原忠雄は「国家の理想」(6)と題する論文で、国家の理想は正義と平和であり、戦争という方法で弱者を虐げることは悪であるとして、日本の戦争政策を批判し、更に藤井武の記念講演会で、理想を失った日本の国は一度葬って新に出直さねばならぬと語ったことが、荻田胸喜らの攻撃の材料となり、東大を辞職せねばならぬ結果となったのである。以下に述べる小野村が最後の札幌地裁でうけた「懲役八か月」の判決理由も、この反戦的言辭から生じたのである。

(注)

- (1) 長清子著「時代と人間、浅見仙作——キリスト者の証言」(世界昭和40年8月号所収)

- (2) 内務省警察局発刊「昭和十七年度に於ける社会運動の状況」
 (3) 安倍豊造著「受難の記録——戦時迫害下のクリスチャン」(日本評論1950年8月号所収)
 (4) 渡辺惣蔵著「北海道社会運動史」P328
 (5) 浅見仙作著「喜の音」第77号(昭和12年10月15日刊(長清子著前掲書所収、特に○注は長氏による。))
 (6) 中央公論、昭和12年9月号

本 論

小野村林蔵について

小野村林蔵は、徳川幕藩体制下、土佐藩の金方兩替の御用を務めた大阪十人兩替の一人で、当時灘の名酒「澤之鶴」の酒造家として名声を誇った米屋喜兵衛^{よねや}の別家、小野村林兵衛の長男として、1883(明治16)年11月22日、大阪市東区今橋二丁目で生をうけた。以下その生長の過程を自伝「豊平物語」によって簡述してみよう。

小野村は少年時代東京の慶応義塾幼稚舎に学んだが、病弱の為に帰阪し、生長して一時商業学校に入学した模様であるが、本家が日清戦争後のパニックで金融資本の支配下に組み込まれたのを眼前にみて、世と人とを憎み、満身の情熱を只一途に富の追求に燃やし、大実業家たらんとして手近な相場師を志し、知人の伝により1901(明治34)年頃、東京の角田八百蔵の店、通称「ハチ」の店員となった。しかしこの仕事に漸く馴れ始めた頃、同業者の「チヨ」の店主が病弱の上に証券業界の苦闘の中で、身も心も傷つき、「今のわたしには生きることは苦、死ぬることは解脱だ。」(1)との意味を記した遺書を残して縊死した事実大きなショックをうけ、同時代の青年と同様に、小野村も「人生とは何んであるか？人間は何の為に生きるべきであるか？」と自らを省りみて茫然自失し、人生に対する懷疑の念を深めた。最初は単純に黄金の追求という一念に燃えて、兜町に來たのであるが、「だが今チヨの主人の死に会って、さながら黄金の持つ怪しい魔力に憑かれた者のように、みすみす死の岩礁に近づいてゆく自分を感じながら、どうにも自ら制することが出来ず、遂に自殺に解決を求めたこの人の悲しい運命に對して、同情とも疑惑とも知らぬ不思議な感情に圧倒されるように感じた。……この日から豊平(小野村林蔵—筆者注)は、自分の立っている道に疑いを持ち出した。」(2)かくしてこの日から彼は「人生問題」という新しい角度から黄金を眺めることを余儀なくされ、

遂に物欲の世界の人間のあさましきになす所を失い、病気を理由に再度帰阪するに至った。

帰阪後ノイローゼ気味の小野村を引き付けたのは、明治の自由民権思想家江兆民の『一年有半』等の唯物論であり、やがて唯物論に心酔していった。しかし「自分の一切の心境や行動には、本来『我』という主体があるのではないのだ。自分の身体を形成している『物質』が自然の法則によって定められた物理的、化学的な約束にしたがって、生成流転する『物質現象』にはかならないのだ。……思想とか感情とか自我の意識というようなものは、要するに脳髓から発散する一種の分泌作用のようなものだ。……」⁽³⁾との素朴な唯物論への皮相的見解は、自我の存在意識、人間良心の否定、道德の無視へと発展し、やがて社会的憎悪と結合して、「それは魂の結核である。その人の『人生』はもはや破壊のほかはない。」⁽⁴⁾という思想的帰結を生じ、ニヒリズムの虜となった。ニヒリズムの究極は「死に至る病」である。かくて自殺を決意した小野村は、ある初秋の夕暮、新淀川に身を投げんとし苦しんだが「豊平はじっと水を眺めた。それはおだやかに波紋を書きながら、遠く永く流れて行った。父の顔、母の顔がその波紋の中に浮んで来て、じっと彼を見つめるようで、心臓が絞られるような心持がした。豊平は遂に死に得なんだ。『父と母とを見送ってしまうまでは、わたしはどうにも死なれない。』彼はこう思って堤防に身を投げかけて泣いた。」⁽⁵⁾ここに小野村の新しいキリスト教求道の道が開けていったのである。

この道は当時の多くのインテリ青年の辿った人生航路であった。前述した札幌無教会派の信徒で、治安維持法により起訴された浅見仙作も入信以前、同様のコースを歩んでいる。1898（明治31）年夏に生じた石狩川の大洪水により、肥沃の五十町歩は忽ち荒蕪地と化し、一朝にして貧窮のどん底におち入った時、「…為に人生問題に悩み、窮余極端の唯物思想に偏した。尤も私の浮沈が余りに激烈なりしための感激も又甚しかった。遂に高利貸を以て、世を渡らんと決意して着々その方に手を染めた。けれども己が先天性のため阻止されて進みかね、殆んど行きつまって自殺でもしたいと思ひしも夫も果し得ず……」⁽⁶⁾とあり、小野村と同様の苦悩に満ちた思想的遍歴の道を彷徨した。まさに明治中末期における日清戦争後のデフレと労働争議の発生のかげりの中で生じた人間性の自覚と主体性の確立の闘いであった。

かくして小野村は、偶然の機会から私立英語学校の友人吹田佳三を通じて大阪西教会の馬場鉄作牧師に出

合い、その指導をうけ、やがてイエス・キリストにとらえられ、1905（明治38）年4月の復活節に、大阪西教会にて同牧師より受洗した。時に二十二歳であった。受洗に至るまでの心境の変化を後年豊平物語において、薬師寺を散遊しながら「豊平は、人間の裏に現われた『叡智』という、一大事実に心づいて、心は希望におどっているのである。しかもヨハネ伝第一章の『ロゴス』は『叡智』を意味するとあっては、聖書の神観は、豊平の喜びを裏打ちしつつあるものである。……豊平は東塔を見上げた。それはこの世のものならぬ叡智と情感と意志とに輝くように思われた。『之れに生命あり』という文を、豊平は心でかみしめた。この『生命は明らかに、自意識ある人格的な存在を意味する』と、豊平は直感した。豊平は涙目した。敬虔な感動が胸にあふれてきて感激に全身がふるえるのであった。」⁽⁷⁾

かくて小野村は、馬場牧師のすすめにより、伝道者になるべく決意をなし、始め大阪の川口居留地にあった「伝道同志館」という神学校に入学したが、意を満たすことができずにいた時、プロテスタント教会の有力な指導者である植村正久の手により、神学的、思想的、財政的のあらゆる面で自主独立の日本キリスト教会形成のための神学校である東京神学社が創設されたことを聞き、馬場牧師のすすめもあって、1907（明治40）年9月、同社に入学した。教授には植村正久を中心に、柏井園、富永徳磨等、講師陣には、波多野精一、鶴沢聡明らの当時の学界の俊英が学生の指導にあたった。小野村のクラスメートには前述した高倉徳太郎を始め、伊江朝貞、栗原陽太郎がいた。

神学社において小野村が決定的な影響を受けたのはいうまでもなく恩師植村正久である。「……そうした不思議な迫力の中に、はっきりと観取することの出来る力の要素は、その宗教味（religiosity）である。私は先に先生の説教を聴き了った時に、祈らでは居られぬ心持の溢れるままに、心からなる黙禱を捧げるのが常であったことを言った。それは不思議な力であった。深い、清い、敬虔が、心の裏から湧き溢れて、或は信仰の喜びに身も心も浮く心持がすることであり、或は肅然として自己の罪に涙たれることがあった。……だが先生の説教の力の真髄は、先生自身の信仰生活に由来することを忘れてはならぬ、植村先生は実に宗教的な人であった。強情、我慢、敗けじ魂の強い、あの先生の表面の印象からするなら、到底想像し得られない、繊細な宗教的感受性が、その心情に宿っていた。

人間に対して剛腹な魂も、神の前にはいとも謙虚な僕であった。よく怒ると共に、よく悔いる、天真爛漫な一面を持ち、祈り深く、神なしには生きるに堪えない姿があった。この先生の宗教的な心情が、その説教に滲透して、礼拝者の心情に迫るものから、不思議な霊的感銘を与えねばやまぬものがあつたのである。」⁽⁸⁾と述べている。

ついで偉大な伝道者として、小野村に影響を与えた人物に内村鑑三がいる。1906（明治39）年頃、大阪北区の天満教会で、最初に内村鑑三の講演を聞いた時、「別して内村先生の理智的で、しかも良い意味で通俗的な講演内容とその素朴な話ぶりとは強く心をひきつけられた。」⁽⁹⁾のであり、この両者を比較して「内村先生の宗教は意志に勝り、その声はバプテスマのヨハネを連想させるものがあつた。それに対し植村先生は恩寵の宗教を説かれた。礼拝者は春草が慈雨にうるおうような心地して、その説教から深い恩寵の喜びを掬んだ。」⁽¹⁰⁾と各々のその特長と与えられた賜物を述べている。

小野村は1910（明治43）年6月、神学社を卒業し、最初の伝道地として、日本基督教会大会連合婦人会の開拓伝道地（佐渡河原田町）佐渡講義所に伝道師として赴任した。島での伝道生活は、豊平物語第三部「島の牧師」に詳細に記されているが、若い小野村は、社会主義者や結核患者等多くの人生苦に悩む人々と出会い、益々信仰の確かさを深めたのであるが、翌年夏和歌山教会より招聘をうけ、満一年の佐渡在任により、教会の基礎を形成中、惜しまれて島を去ることとなった。なお同年4月、東京市ヶ谷教会にて日本基督教会の牧師としての按手礼をうけ、また渡辺ぜん姉と新潟教会にて白井慶吉牧師司式の下結婚式を挙行した。

小野村が満六年間在職した和歌山教会において、大きな影響をうけた人物と事件があつた。一つは、当時和歌山の伝道開拓者である米国宣教師 J. B. Hail の影響である。後年召天した師を偲んで「私は幸ひにも多くの善き友と与えられている、私のやうな者でも、若し道の為めに、何等かの御用に立つ所があるとするなら、それはひとえに善き友たちより受けた感化、誘導によるのである。それらの善き友の中で、ヘール先生は最も大なる人であつた。……その誠実と、謙遜と愛と忍耐とに包まれた敬虔、高雅な心の姿よ、彼はまことに聖者らしい魂の所有者であつた。先生は五十余年前、未だ満足な交通機関らしいものの無い和歌山に來られた。そしてその大きな足にはく為に特製の草鞋

を作らせ、険難重畳の南紀の山野を文字通り草鞋ばき伝道に苦心せられた。不完全な旅舎、粗悪な食物、そして山また山の旅路である。勿論当年の南紀の民衆は基督教に好感を持っていなんだ。旅の愁さえ深いものを、到る所に冷たい心に出合わねばならなんだ。そうした中を隠忍努力して、次第に民心を薫化し、今日の和歌山県下の基督教の基を置かれた。」⁽¹¹⁾と述べているが、この米人宣教師との出会いは、札幌北一条教会時代⁽¹²⁾における実践神学と牧会伝道の行動性への覚醒を与えた萌芽と推定される。

またもう一つの事件は、1910（明治43）年、第二次桂内閣のフレームアップによって生じた幸徳秋水らによる大逆事件に関係しての事がらである。大逆事件の有力容疑者として新宮のキリスト者大石誠之助が逮捕死刑に処せられたことは、和歌山県における地域と、キリスト教会への警戒と反感を発生させた。特に大石と多少の交際があつたという疑いだけで、新宮教会の沖野三郎、田辺教会の伊藤貫一、粉川教会の児玉充次郎の各牧師が、いずれも注意人物のリストに記載され、その行動には常に刑事が尾行し、また「キリスト教信者の官吏や学校の教師は免職にしまえ」という内命が知事から出たとも噂されたという。その上敗戦後社会党の党首から総理大臣に選出された片山哲も、小野村の牧会する教会の役員であつた。⁽¹³⁾このような状況下にあつて、伝道の困難の厳しさとともに、好むと好まざるとにかかわらず社会主義や無政府主義の一応の理論は学ぶ必要があり、⁽¹⁴⁾その理解を通して後年小野村がリベラルな思想の所有者となつた一要素と推定される。1923（大正12）年9月、関東を襲った大地震の折、札幌より急遽上京した小野村は、京浜地区に朝鮮人暴動の流言ひろがり、戒厳令が施行され、朝鮮人の虐殺が相ついで生じた事実を評して、「例の『鮮人騒ぎ』も、略ぼ真相を知る事が出来た。札幌で推察した通りである。常識上あり得べからざることも、平衡を失うた心には真実と考えられ、飛んだ惨事を生むに至つたのだ。教養に欠けた民衆の、弱点の暴露である。迷惑したのは鮮人である。同情に堪えない。」⁽¹⁵⁾との見解を表明していることは、その事実を裏付けるものといえよう。

やがて1918（大正7）年10月、第一次世界大戦後のインフレと米騒動のさなか、高倉徳太郎の後任として、当時の札幌北辰教会に赴任した。爾来、1959（昭和34）年11月、病氣保養の為千葉に転地するまで四十一年間、その間蜘蛛膜下出血病にて重態となつたが、

奇蹟的に回復し、再度牧師職に就き説教を行なったこともある。かくて1961(昭和36)年10月11日、天に召されるまで、その生涯を教会伝道を通して神と人に捧げ尽したのである。

言うならば、この札幌北一条教会時代こそ小野村にとってその実践神学による教会形成の生成発展期であり、同時に軍国主義、ファシズムの下に茨の道を歩まねばならなかった受難の時代でもあったのである。

(注)

- (1) 小野村林蔵著「豊平物語」P25(1963年発行)
- (2) 小野村林蔵著「前掲書」P25～P26
- (3) 小野村林蔵著「前掲書」P29
- (4) 小野村林蔵著「前掲書」P29
- (5) 小野村林蔵著「前掲書」P31
- (6) 浅見仙作著「喜の音」第14号(昭和7年8月発行)
長清子著「時代と人間、浅見仙作 — キリスト者の証言」(世界昭和40年8月号所収)
- (7) 小野村林蔵著「前掲書」P75
- (8) 小野村林蔵著「前掲書」P142～143
- (9) 小野村林蔵著「前掲書」P130
- (10) 小野村林蔵著「前掲書」P143
- (11) 佐波亘著「植村正久とその時代」1巻
P767～768
- (12) 札幌北一条教会は、1895(明治28)年の創立以来札幌日本基督教会と称し、1907(明治40)年火災による再建の時北辰日本基督教会と改称、次いで1920(大正9)年、小野村牧師の提案により、再び札幌日本基督教会と名付け、1941(昭和16)年、日本基督教団の成立により日本基督教団札幌北一条教会と改称され、1951(昭和26)年、教団離脱後日本基督教会札幌北一条教会と称し、今日に至っている。
- (13) 小野村林蔵著「前掲書」P211
- (14) 小野村林蔵は1944(昭和19)年4月の逮捕時自宅調査の折、パークニンの「神と国家」、ネットラウの「無政府主義思想史」、ブレカーノフの無政府主義と社会主義」の英訳本を所有していた。
- (15) 佐波亘著「前掲書」3巻P559

小野村林蔵の神学と教会伝道について

小野村は、札幌時代において、「神を求むる人々へ」「苦難の理解」「地に在りし日のイエス」「此の人を見よ」「奇跡の理解」等のパンフレット、「土に芽ぐむ生命」「神に感動する心」等の説教集、「歩道に立つ」の随筆、「神社に対する疑義」の神社信仰に対する批判、自伝としての「豊平物語」また教会機関誌である「鶏鳴」「聖き響」「祈の友」、個人誌としての「泉」において、その多彩な文筆を揮い、伝道活動の重要な位置を占めた。以下に述べる事柄も、これらの著書による

ところが極めて多い。

小野村の札幌時代における教会伝道の特長の第一点は、1918(大正7)年頃の札幌北一条教会は、人口七万の地方都市教会で、当時会員数六百一名、礼拝出席者は平均百二十名程度の中堅教会であったが、1930(昭和5年)年代には、会員数千百十二名、受洗者四十三名、礼拝出席者平均二百五十名に増加し、⁽¹⁾敗戦後の1949(昭和24)年には、受洗者百三十六名、朝礼拝出席者平均四百六十四名⁽²⁾をみるに至る全国においても屈指の大教会を形成するに至った点にある。言うまでもなく、この事実の基部には、大きな社会的、政治情勢の変化、特に敗戦に伴うアメリカ文化への急激な傾倒と教会の基礎を造った高倉徳太郎の力があったことは勿論であるが、小野村の教会、伝道をもって始めてなした発展と言って決して過言ではあるまい。

次にあげうる事実、教会員中に多数の伝道者と有力者を輩出したことである。即ち小野村の説教、人格の感化をうけて、受洗し、かって伝道者たらんことを決意し、神学校に学び、伝道の第一線に立った、また現に立ちつつある者として、故人となった杉田虎獅狼、内田康一を始め、かって日基大会議長に選ばれた近藤治義(小樽シオン教会牧師)、宮崎豊文(教団葉山教会牧師)、山田滋(札幌北一条教会牧師)等十三名を教えることができ、一教会、一牧師においてこれ程多数の教職者を生み出した教会も稀であろう。

また信徒においては、当時の札幌北一条教会は、宮部金吾らを中心とした独立教会、佐藤昌介らによる札幌メソジスト教会とともに、北大及び予科学生にとっての精神的関門として重きをなした。しかも札幌農学校時代から教授であった新島善直を始め、小野村の指導をうけた、時任一彦、松田武雄、渡辺侃等多数の教授陣が長老として教会形成の中心をなした。なお異色ある人物をあげるならば、北海道における近代農業の創始者で、デパート五番館の基礎を造った小川二郎、函館高等水産学校初代校長となった佐々茂雄、当時札幌一中で「山羊さん」のニックネームで生徒に慕われ、「朝の祈り」を始め多くの文展入選作品を画き、北海道画壇の創始者の一人となった林竹次郎、その息子で北大医学部卒業後、イエスが病いある者を癒された如く、その全生涯を救済事業に捧げた林文雄、伝道を目的としてキリスト教の出版社長崎書店(現在の新教出版社)を始めた長崎次郎、北海道の産婆界のリーダーとして活躍した島井きち、北海道農産物研究の先駆者安孫子孝二、札幌駅前西村菓子店を経営し、道会議

員として、敗戦後は引揚げ開拓者によるキリスト村を江別につくった西村久蔵、現北星学園長である時任正夫等、北海道史に名を残した多くの人物が指摘される。今南義子氏の筆により一、二の人物評を紹介してみよう。新島については「伺うと S. S 教師の期間は十八歳の青年時代からと申しますから、病に臥す晩年まで実に四十年に余る歳月に亘るのです。ビスマルクは『継続することはやがて勝利を得ることである。』と言ったそうですが、氏の奉仕には継続による勝利の栄光が燦として輝いているのではないのでしょうか。」⁽³⁾ また西村を評し「西村氏は長老としても家長としても実業家としても教育家としても賜の豊かな人でありました。加えてその入信より地上の生命の終る日まで順境にも逆境にも英雄でありました。……氏の人間に対する全面的シンパシイによって血と涙を、罪のうめきを、恩寵の充満を知る生地が、私の心に織りなされていることに気付くのであります。人はこの様な魂に触れてはじめて歓喜を知り、泣く事を知り、憤りを知り、生甲斐を知るのではないのでしょうか。西村氏のなかにはありとあらゆる人間性が豊かに盛り合わされ、それにキリストの十字架の血がクロスして湧きかえっていたと思います。」⁽⁴⁾と述べている。

また小野村は、単に札幌における伝道界のリーダーとしてではなく、少なくとも1922（大正11）年には日基北海道中会の議長として全道における中心的存在となり、殆んど二十年の長きに亘り中会議長の職に選ばれた。その間、全国の日基大会においても、大会常置委員を始め、各種委員、伝道局理事長として日本教化の為に尽力し、全国の巡回特別伝道講師として遠く朝鮮、満洲にもその足跡をのこした。ついで1941（昭和16）年の日本基督教団北海道教区創立総会においても初代教区長として選ばれ、反戦容疑で下獄中を除いて、1948（昭和23）年7月までその職に就いていた。故に当時一部の牧師、信徒より、小野村を評して「北海道のローマ法皇」とさえ称され、良きにつけ、悪しきにつけ北海道プロテスタント教会の重鎮として活躍したのである。

また前述した如く、巧緻を極めた筆致による文書伝道は、多くの青年、未信徒を引き付けただけでなく、より積極的に教会外に対して「キリスト論争」まで行なっている。特に有名なのは、1922（大正11）年北海タイムス紙上において、「キリスト教迷信論」「宗教無用論」を進化論の立場から説いた北大教授松村松年博士との二か月間に亘る大論争で、当時北海道キリ

スト教会ばかりでなく多くの識者の注目を集めた事件である。この事件は、衆目の一致するところ、その原典探求の確かさにおいて、神学的学識の深さにおいて、或いはキリストにある人間観、道徳論において、松村より一歩秀でていることを明瞭に示し、小野村の勝利に終わったと称されている。では以上の如く小野村が教会伝道者として成功をなしえた所以はどこにあったのであろうかまずその神学的特質を述べてみよう。

小野村の神学的特質を一言で言えば、前述した如くその行動的実践神学にあるといえる。その第一点は、キリストの十字架の死を通しての神の愛と救いの主張である。「キリスト・イエスに見る聖なる義、聖なる愛の無限こそ、まことに天父の姿である。彼に溢れる親心に神の心の発露はある。己を殺す敵人のために十字架の死苦の中にも、なお罪の赦を祈給りうイエスを視る。我等はそこに生命化された神の贖罪愛の事実を面のあたりに見るではないか。げにキリスト・イエスこそ『神の心臓』である。彼を見る者は父の心を最深の姿に於て見るものである。」⁽⁵⁾

第二点は、礼拝中心主義である。「教会の礼拝は、一個の教会に属する者が、キリストにあって一つであるとの意識の下に、主の日（聖日）ごとに共同して神を礼拝する式であります。礼拝は見ゆる教会、見えざる教会の何れにとっても最も中心的要素であります。神を拝むことを離れて信仰生活はありません。信仰生活を離れて教会はありません。従って礼拝はキリスト者に必要であり、また教会に必要であります。礼拝を軽んずる事は、教会を軽んずる事であります。我等基督者は教会の礼拝を信仰生活の中心要素として遵守すべきであります。」⁽⁶⁾

第三点は信仰における敬虔性の主張にある。「イエスの一切の見識は、その神経験に基礎を持っている。彼の魂には真の敬虔の把握による光と力が満ち溢れつつあった。『子を知る者は父の外になく、父をしる者は子また子の欲するままに顯すところの者の外になし』（マタイ伝十一章二十七節）何んという驚異すべき言であらう。それは彼の死の前夜の祈として伝えられる『父よなんじ我に在し、我なんじに居る』（ヨハネ伝十七章二十七節）なる言と互に照応して、イエスの敬虔のいや深い秘密を示唆する。彼の敬虔の独自性は、実に彼の此の神経験に由来するのである。彼の心境に展界された聖高無上の敬虔の世界こそは、キリスト教信仰の絶対境であった。今や敬虔はイエスに於て、そ

の十全を成就した。」⁽⁷⁾故にキリスト教敬虔は、この神としての父を知るキリスト・イエスの執成によってのみ罪の赦しをうけるのであり、「神に絶対の信順を捧げる心から、我が心に生きず、神の聖旨に生きやうとする。ここにおのずから自我と外界との矛盾は解消して、苦悩からの完全な解脱は約束される。」⁽⁸⁾と説くのである。

第四点は、前述した敬虔主義の当然の帰結として、「神に操動する心」の書名にも示されている如く、信仰の主体を人間の良心に求める。即ち「キリスト教は良心の宗教である。キリスト者は良心の純真さを、最も『妬み深く』守るべきである。欠点、短所は余り問題とするに足らない。問題の中心は良心である。良心明かなりや、はた濁れりやにある。良心だに明らかであるなら、病はおのずから癒やされるからである。…良心を失うて道はない。良心を失うて生命はない。良心を失うて『人』はない。良心を失うた所には唯だ生ける屍がある。此の世に最も悲しむべきは良心の喪失である。神は天地の良心である。神に帰ることは、同時に良心に帰ることである。良心なき者に神はない。従って彼は他のどんな点に於てキリスト者らしくとも、決してキリスト者であり得ない。キリスト者は先づ良心に生きる者であらねばならぬ。」⁽⁹⁾

第五点は、イエスによる生活原理である。「イエスの出現は、此の自己中心の世界に新しい生活原理を打ち立てやうとするものであった。イエスは位置の上下を争って暗闘する弟子等を顧みて、自己犠牲を本領とする。神の国の生活原理を説き出て給うた。……此の世の君たちは民の上に権を執ることを喜びとしている。併し神の国のともがらは、その反対に大ならんと思う者は、反って人の役者となり、頭たらんと思う者は、凡ての者の僕となるべきであると教え、更にイエスみずからの出世の本領を述べ『人の子の集れるも、事^{つか}へらるる為にあらず、反って事^{つか}ふことをなし、又おほくの人の贖償^{あがない}として、己が生命を与へん為なり』と宣給うた。支配欲に代へるに奉仕の心をもってし、所有慾に代へるに犠牲の心をもってする此の新啓示は、人間世界の生活原理に、根本的な革命を要求するものであった。」⁽¹⁰⁾

第六点としては、前述した如く、キリストの十字架の愛を信じ、その愛にふさわしく生きることを強調する小野村の実践神学の反面の特徴として、ファンダメンタルな再臨信仰の否定、マリア処女懐胎の軽視となって現われる。故にその著書においても此の点にふれ

ていることは少なく、特にマリア処女懐胎については「此の人を見よ」、「キリスト教の骨子を語る」等のイエス伝、キリスト教概説書の導入部においてすら記入されていない。言うならば、19世紀、世界キリスト教の一般風潮であった合理主義的、自由主義的神学の影響が部分的に導入されているやに推定される。

最後に以上述べた小野村神学と牧会伝道の発生の原因を歴史的観点より論述してみよう。

。第一には、大阪の舟場に生まれた商人としての階級的立場にあったことである。確かに和歌山教会時代にうけた J. B. Hail の影響も否定できないが、かつて賀川伝道の方法について、小野村と田中副牧師が論じ合った時、小野村は、大量に宣伝ビラを配布することを強く主張し、「君、薩、長、土の人間はどしがたいよ。理屈ばかり云ってやりやせん。大阪人はネ、よいと思つたらすぐやるんだ。そしていけなかったら、又やりかえるんだヨ。」⁽¹¹⁾と大喧したといわれるが、その大量宣伝性と、積極的な行動性のうえに大阪商人としての性格がよく表現されている。もう一つの重要な点は、小野村自身の青少年時代にたどった魂の偏歴にあるといえよう。前述した如く最初は、物慾に囚われ、次に唯物論に心酔し、それにも絶望した結果、入水自殺を企てて失敗した。かくてその救いを宗教に求めたのであるが、その信仰への動機は、「人生に対する懷疑」からであった。しかして小野村家は代々極めて信仰厚い本願寺に属する真宗門徒であり、幼き時よりその影響をうけた小野村は「我が国古来の高僧の中で、法然と親鸞とを最も深く景仰し」⁽¹²⁾たことから必然的にまず法然の浄土宗に近づいた。しかし「人も知るやうに仏教は印度思想通有の世界観に基づいて、此の世を苦の世界と見るのである。『此の娑婆世界は、是れ悪業の所感、衆苦の本源なり。生老病死輪転して際無し、三界の獄縛一つも楽むべきこと無し』とは浄土宗が臨終行儀に唱ふる所である。……当時の私は既に厭離穢土の心に満ちていた。私が宗教に來たのは、人の厭ふべきを知るためでなく、人生を生き甲斐ある所と覺り得やうためであった。しかも法然や親鸞の宗教は、此の点に於て絶望であった。否彼等に行くことによって、愈愈厭世心を増す外はなかった、私は悄然として踵を廻らした。

私はイエスの教に來た。聖書は誰にでもそうであるやうに、初めは疑義が百出して、なかなかわかりにくかった。しかも私は日ならずして、一つの驚異を発見した。一日私は山上訓を読み続けて『なにゆえ衣のこ

を思ひ煩ふや。野の百合は如何にして育つかを思へ、勞せず、紡がざるなり。然れど我なんじらに告ぐ、榮華を極めたソロモンだに、その服裝この花の一つにも及ばざりき、今日ありて明日炉に投げ入れらるる野の草をも、神はかく装ひ給へば、まして汝らをや、あゝ信仰うすき者よ』との一節に至った時、はっと思つて覚え、眼をみはった、これを仏教の説く所にくらべて、何んという相違であろう。同じ一枝花を見てかれは『明日ありと思ふ心のあだ桜、夜半に嵐の吹かぬものかは』と人生の無常迅速を悲しむに對し、これは『今日ありて明日、炉に投げ入れらるる野の花の草をも神はかく装ひ給ふ』と神の愛を感じて人世に希望を感じるのである、事実に即して眺めるなら、両者の見かたに何れも一応の理由がある、共に同一事実を、一は光の方面から、一は暗黒の方面から見たものである、併し私は考える、若し我等が此世に生れて來たことが厭世悲観の爲めでなく『生きるが爲め』であるものなら、之を光明の方から見るこそ正しい見点を得たものではあるまいか、免に角私は生きねばならぬ境遇にあった、心は生きやうが爲めに光を求めて暗黒の中に^{もが}跪いていた、従つて此の一節はさながら天來の啓示のやうに私の心に^{もたら}感激を齎した。……」(13) 即ち小野村の宗教希求の動機となつたのは、あくまでも此の世にあって、いかに具体的に強く生きぬくかという積極的現実肯定の上に存在したのである、

(注)

- (1) 日本基督教会札幌北一条教会「創立六十年史」P46, P48
- (2) 日本基督教会札幌北一条教会「前掲書」P82
- (3) (4) 南義子著「栄光は主に」(日本基督教会札幌北一条教会、創立六十年史所収)
- (5) 小野村林蔵著「キリスト教の骨子を語る」P27～P28(昭和10年度版)
- (6) 小野村林蔵個人誌「泉」(1930年2月号所収)
- (7) 小野村林蔵著「神に懺動する心」P62～P63(昭和8年度版)
- (8) 小野村林蔵著「キリスト教の骨子を語る」P64
- (9) 小野村林蔵著「歩頭に立つ」P141～P142(昭和11年度版)
- (10) 小野村林蔵著「土に芽ぐむ生命」P101～P102(昭和3年度版)
- (11) 田中義助著「思いつくまま」(日本基督教会札幌北一条教会創立六十年史所収)
- (12) 小野村林蔵著「神に懺動する心」P253
- (13) 小野村林蔵著「神に懺動する心」P257～P259

小野村林蔵の社会観について

第一次世界大戦の余波により金融恐慌に伴うデフレと失業者の続出、政党・政治家の腐敗と墮落のさなかにあつて、金融独占資本の確立と軍部、ファシズムの急激な抬頭が進行している昭和初期、小野村は「社会悪への宣戦」という題により、「社会を離れて個人はありえない。」(1)の一般社会的通念を援用することにより「プロテスタント教会は宗教の個人性を強調するの余り、社会意識に対する注意を全く忘れていた、そしてこの忘却から受けている損失が何んであるかに無関心で過して來た。それは大きな誤りであつた、欧州戦争の爆發はキリスト教会の反省を促した、教会は己が感化の何んなに表面的なものであり、無力なものであつたかを見せつけられて、初めて多年の迷夢から醒めた。個人の罪と戦ふことを知つて、社会の罪と戦ふことを知らず、社会意識を度外視して來たことの誤りが、欧州戦争といふ、余りにも痛ましい事實によって明示された。宗教の個人化は社会の罪の看過となり、社会意識の支配力を忘却する事になる。宗教の個人性のみに眼を奪われて、個人の社会性を忘れては、決して眞の宗教は成り立たないであらう。」(2)と第一次世界大戦を通してプロテスタント教会の社会性の欠如を指摘している。この指摘は小野村の現実肯定の実践神学よりするなら当然のことといえよう。

では小野村の社会に対する根本理念はどうであつたのか、一言にして言えば、宗教の本領としての形而上の絶対性に立脚するが故に、社会制度の変遷に対しては当然相対的であり、概して言えば精神的領域と経済的領域に二分した二元論に近い立場をとつたと考えられる。即ち「資本主義制度が破壊されて、共產主義制度がそれに代つたからとて、それで人生に失恋が無くなり、死亡が無くなるわけでもあるまい。政治組織が何う變り経済制度が何う移つて行つても、魂の孤独と生命の不安とは、人間が『人間』である限り、人生に固有の事實として、永恒に變りのあるべきでは無いのである。此の人生永恒の苦悩から『人間』を救うものに宗教がある。宗教の使命、宗教の對境は『人間』にある。……宗教が自然科学及び政治、経済に交渉するとせば、それは人道的見地からに限り、しかもそれらの自由研究の埒を侵してはならないことを条件としてである。同一理に於て、政治、経済の側からしても、宗教に対して守るべき埒のあるべきことは自明である。従つて宗教は資本家の身方であつてはならぬと

同様に無産者の身方であってはならぬ。宗教は常に『人間』の身方である。『魂』の身方である。若し宗教が社会問題の為に戦わねばならぬ場合があるとするなら、それは人道の為に、正義の為にであらねばならぬ。」⁽³⁾と述べ、前述した「社会悪の宣戦」の根本理念も信仰に基づく人道と正義の観点よりする限界性を有していた。

さてこれからの論述において特に重要と思われる国家との関係については、「国家の重んずべきは論を待ためであろう。併し人道をはた真理を、国家の為に曲げて憚からぬ所に、道義の墮落は生じる。国家の重んずべきは論を待ためであろう。併し信仰を曲げて国家に阿付する所に宗教の腐敗は生じる。我等は国家に忠実でありたい。併し人道を捨て、真理を曲げ、信仰を偽ってまで国家に媚むよりは、寧ろ死を希うことの潔きを思う。キリスト・イエスは真理に対して、またまことの敬虔に対して節操を守らうが為に、十字架の死を甘受し給ふた。宗教は国家の為に手段であってはならぬ、国家を超越し、時の古今、地の東西を貫き立ってこそ、初めて真の道義であり、宗教である。それは必然的に国家以上の天地に立ち、真理の光を振りかざして、国家を教導するだけの権威を保持すべき筈である。世は反動の潮急に、偏狭、固陋な国家主義は、暗夜の孤狸のやうに跳梁をたくましようしつつある。俗悪下劣な道学者や、宗教家等は、此の大勢に媚びへつらって、道義や宗教を売りつつある。我等は国家を愛するものである。併し真理を曲げてまで国家に諂ふことを恥じる。若し国家に過ちがあるなら、国家に悔改を促すだけの見識と権威とを備え得んことこそ、神に対する我等の祈願である。……我等は我等の信仰と道念とを以て、我等の愛する日本国の為に奉仕したい。併し我等の信仰道念を断じて国家主義の奴隷たらしめてはならぬ。」⁽⁴⁾と信仰の超国家性とその予言者的役割を示し、信仰を偽り国家に媚びるよりは、イエス・キリストの如く、むしろ死を望む固い決意を披歴した。それは小野村が意識すると否とにかかわらず、信仰に基づく人道と正義の為の理念が必然的に、社会性を有せざるをえず、また基本的に信仰自体が、その時代との社会的関連をぬき考えることは不可能であることを示している。時あたかも治安維持法の改悪に伴う共産党員大量検挙の三・一五事件の翌年のことである。

故に小野村は、当時の陸海軍、少壮将校によって惹起された1932（昭和7）年に生じた五・一五事件、1936

（昭和11）年の二・二六事件に対しても、敏感に反応を示した。即ち五・一五事件のあと、「五・一五事件の被告等の至誠と動機とには深き同情を感じながらも……その思想はあまりにも単純に、その行動はあまりにも過激である。特に破壊さえすれば建設は自から伴ふという漠然とした期待の下に、社会秩序のあはした破壊作業を企図することは、国家の安寧の故に赦し難きところである。」⁽⁵⁾また同時にこれらの暗殺事件が、ファシストの手によって行なわれていることを憂い、「暗殺はそれが何んな動機によって行なわれたにしても、暗殺行為そのものは、既に偏狭な自己中心的性質のものである。右傾的人物と暗殺行為とに連鎖が発見されるのも決して偶然ではないのである。」⁽⁶⁾と指摘し、被告等の至誠と動機については、血盟団による団琢磨の暗殺に関連して、「茲に猛省を要するものが、社会自身に、別して既成政党及び財閥にあるであろうことは謂ふまでもない。」⁽⁷⁾と資本主義社会の本質的矛盾を鋭く指摘していることは、社会批判者として充分評価し得る一面を有していた。

反面マルキシズムに対しては、唯神論的世界観の対立という観点より、徹底的な批判を行なっている。即ち「唯物論に立つからには、意識を物質現象と見ずに居られない。しかも意識を物質現象と見るからには、人間の心霊は否定されて、残る所は物質とその運動のみとなる。物質運動は必然に決定的機械運動であるが故に、人間の生活も機械化され、決定化されて了はずに居れない。斯くして其処には自由はなく、目的なく、人格なきオートマンが残るのみとなる。……彼等が経済制度の改革を念とする限りに於て、そしてそれが合法と公正とを誤らずに行なわれる限りに於て、我等は彼等の運動に充分の同情を持つことが出来る。併し彼等の唯物思想を、時代の哲学にまで押し進めやうとするなら、それは身の程を知らぬ行き過ぎである。」⁽⁸⁾と述べ、唯物論を史的唯物論と唯物弁証法の統一的観点より批判するのではなく、人格的存在を否定した機械的運命論として排撃した。

また現実問題として特に注目すべきことは、信仰による人道と正義に基づいての軍部を中心とする満洲侵略問題の捉え方である。小野村は、「考慮せられねばならぬことは、如何に満洲をあらしめる事が、満蒙三千万の民衆にとって真の幸福であるかといふ事である。如何に満洲をあらしめる事が、極東の永遠の平和の為に必要であるかといふ事である。」⁽⁹⁾と一見鋭い洞察を示しているかの如くに思えるが、その理解の本

質において、当時の日本は狭隘な国土に満ち溢れる人口を抱えて困悩しているのである。その適当な吐け場所を得ることは、国として、民として、実に生命の問題であり、存亡の問題である。海を渡って東に進もうとすれば、北米合衆国や英領カナダは、蔽に門戸を閉ざして入国を許さない。南に延びやうとすればオーストラリアは白人オーストラリア主義を固守してここにも入国拒絶とある。……是れでは日本国は立って行けないのである。幸ひ満蒙は人口希薄で、殖民に適し、かつ地理的に便宜も多い。況んや日清、日露両役のいきさつから日本国に特権權益の認定された地域である。斯うした実情に於て日本民族が満蒙に進出するやうになって行くのは、大勢の自然であるとともに、その当然の要求である。……私が是れを言ふ理由は、私の信ずる正義の故である。私は信ずる、世界は全人類の為めの世界である。従って凡ての人類はその生存の基本である土地を平等に享有すべきである。特種民族が広きを占め、他民族が狭きに苦しみつつあるやうなことは断じて神の正義の精神ではない。……私が今言はんとするところは、原則として日本民族の満蒙進出は、自然の道であることにある。」⁽¹⁰⁾と述べ、日本人の膨張論より日本帝国主義の満蒙侵略を肯定している。思えば社会科学の立場からする階級的視点を欠いた歴史観しかもたぬ故、米英等の先進資本主義国家の植民地侵略の本質を把握することができず、たとえキリスト教的人道と正義の理念よりしても、中国領である満蒙の弱者の土地を収奪し、そこに他国の支配を及ぼすことは、論理の矛盾と云わざるをえない。

即ち結論を言うなら、信仰による人道と正義の理念よりして、当時の軍部、ファシズムの抬頭と暗殺を憂い、これを批判し、その根本において既成政党、財閥の腐敗を批判するなど、予言者的社会批判をなしているのであるが、反面世界観的対立による機械論的マルキシズム批判と階級的歴史観の欠如は、逆に日本人の膨張を論拠として、満蒙侵略を肯定する結果となった。故に小野村の社会思想を、あえて当時の政党思想に比見するならば、彼の農村観である「地主は強慾に、小作は不真面目に、経営方針は投機的である。」⁽¹¹⁾よりしても修正資本主義の立場に立つものと推定され、それは「泉」の主張である「固陋に墮しては生命が無い、自由に過ぎては操守を失ふ、穩健、中正に真の道はあるべきだ。」⁽¹²⁾にも共通した理念といえよう。

(注)

(1) (2) 小野村林蔵著「神に揺動する心」P 298～P 299

- (3) 小野村林蔵個人誌「泉」(1936年6月号所収)
- (4) 小野村林蔵個人誌「泉」(1929年2月号所収)
- (5) 小野村林蔵個人誌「泉」(1933年8月号所収)
- (6) 小野村林蔵個人誌「泉」(1934年3月号所収)
- (7) 小野村林蔵個人誌「泉」(1932年4月号所収)
- (8) 小野村林蔵個人誌「泉」(1930年9月号所収)
- (9) 小野村林蔵個人誌「泉」(1932年10月号所収)
- (10) 小野村林蔵個人誌「泉」(1932年1月号所収)
- (11) 小野村林蔵個人誌「泉」(1932年2月号所収)
- (12) 小野村林蔵個人誌「泉」(1928年9月号所収)

小野村林蔵の国家神道との対立と

投獄事件について

小野村が投獄されたのは、1944(昭和19)年4月28日のことである。時既に太平洋戦争は末期の症状を示し、二月には米軍がマーシャル群島に上陸し、クェゼリン・ルオット両島の日本守備隊は全滅している。

拘引の表面的理由は、前年五月、小野村が北星女学校において、一年生に発した質疑 応答についてである。即ち「この世界はひとりてに出来たものでしょうか。それとも誰か、造った者があって出来たものでしょうか?」との問いに対して某国民学校(現在の小学校一筆者注)の教頭の娘が、「天照大神さまがおつくりになりました。」と答えた。小野村は、天地宇宙の構造の美妙を指摘して、自然界に現われた英智の事実から、神の存在という問題に進み入ろうとして、「天照大神は日本の御先祖の神さまでですから、世界を造った神さまとは違うでしょう。」と牧師として当然とも言ふべきその誤りを指摘したのである。この事実が娘から親へ、親から校長を通して、札幌市国民学校長会議で問題となった。⁽¹⁾しかし特高警察の調査の過程で小野村を拘引した本質的理由は、単なる教育上の問題とか、反戦的言辭ではなく、小野村が1925(大正14)年に発刊したパンフレット「神社に対する疑義」が、伊勢神宮に対する不敬罪の容疑を深め、改訂治安維持法第七條違反で起訴する策謀が秘められていたのである。

では問題の「神社に対する疑義」とはいかなる内容を有していたのであるか。以下その要点を述べよう。

まずこのパンフレットを発刊する理由として、小野村は「いわゆる大逆事件の犯人らが死刑になったのは明治四十四年一月二十四日であった。このことあって、時の政府は狼狽為すところを知らず、先ず宗教信仰への振起の必要を思ふて、いわゆる三教合同を行なったり、家族主義の高揚をとなえて個人主義の排撃をしたりしているうちに、遂に到着した政府の思いつき

は、崇祖の精神の強調とそれに関連せしめて、神社参拝の大きかりな奨励であった。人間の思想生活に関しては、憐れなほどに無知な政府官僚は、その小賢しい思いつきから、神社参拝の強調こそ、国民精神の統一、高揚に唯一無二の良策だと考えた。彼らはそのためには神社は宗教でないといふ世界の宗教学の学的良心を無視した独断を振り廻して、まず官制を改革して、宗教局の他に神社局を設け、一般宗教は宗教局の所轄、神社は神社局の所轄とした。そして神社崇拝を国権により、国費を惜しみなく利用して、奨励是れ努めたのである。迷惑を感じたのは日頃宗教問題に鋭い訓練を受けているキリスト者である。その結果はキリスト者である官吏、教育家、官公立学校の学生、生徒らである。彼らは自己の信仰的良心に忠実であらうとすると、たちまち非国民、不忠、不臣の徒として非難され、排斥された。この趨勢に黙しているに堪えられなかった豊平は沈思の末、決断して社会の良識に訴えやうとしたのが、『神社に対する疑義』であった。』(2)

内容の第一点は、「政府当局者は神社は宗教で無いと主張する。そして神社局と宗教局との官制上の区別を指示して、神社が宗教でない絶好の証拠であるかのやうに言ふ。併し斯んな申訳には私は断じて承服し得ない。元来神社が宗教であるや否やといふやうな問題は、行政官庁の関り得べきことではない。之は純然たる学問上の問題であって、宗教学上から科学的方法によって研究、論定されるべき事柄である。……神社が宗教である事は、その発生の歴史に於て、その伝統の由来に於て、その祭儀の形式に於て、その礼拝の精神に於て、宗教学上明々白々の事実である。其処には一疑だも狭む余地は無い。従って神社崇拝を政府が命令を以て国民を強いるなら、それは明白に憲法第二十八条によって我等に約束せられたる我等の権利の蹂躪である。政府当局者にして『国憲を重んじる』精神のある限り、それが官吏であらうが軍人であらうが、はた学生、生徒であらうが、之れに神社崇拝を強ひる事は断じて出来ない筈である。』(3)

第二点は「神社崇拝は果して哲学的及び科学的智識と矛盾することなく、従がって之れらの方面よりの疑義を生ずる事なしに存立し得るか何うかといふ事である。……今日現に、我国には有神論者もあれば汎神論者もあり、唯物論者もある。神の有無、靈魂の滅、不滅も、人々の思想の相違するに従って、非常に異っているのである。……従って汎神論者や唯物論者にとっては、神社に額づいて祖先の靈に拝跪したり、祝詞を

揚げたりする事は、全然無意味なことである。……苟も主義を重んじ、信ずる処に忠なる限りは、汎神論者及び唯物論者は、何うしても神社崇拝を行なふ事が出来ない筈である。……その目的は善にもあれ、苟も国家が哲学、科学の存在を無視して、国民に一種の信仰、思想を強要するが如きは、人間の精神生活を無視した愚挙であり、暴挙であらう。』(4)

第三点は、「日本今日の神社が宗教学上から見て甚だ幼稚低劣なものであるといふ事である。一例を挙げればかの護符の発売の如き、其の最も手近い例証である。謂ふまでもなく護符は宗教学上から見て、呪物崇拝の一種の形式である。今より千九百年の昔に、ナザレのイエスは物によって神靈の存在を象徴する誤りを正して『神は靈なれば、拝する者も靈と真とを以て拝すべきなり』と教えた。……然るに今、国家自らが経営せる神社に、宗教学上幼稚低劣な呪物崇拝が、平然として行なわれつつあるに至っては、蓮如の宗教的天才によって、到達し得た日本宗教史の誇を国家自らが泥土に踏みにじるものであり、更に日本国の宗教的低脳さ加減を、世界の面前に暴露しつつあるものである。国辱にあらずして何ぞ。』(5)

第四点は、「神社崇拝と祖先尊崇とは自ら問題は別であるといふ事である。日本の国体が皇室中心主義であり、皇室中心主義の為に、祖先を尊崇する事を奨励する必要があるなら、何んでそれに異存のありやう筈がない、父母を愛するは人間の至情、人情の純美なるものである。而して父母を愛する心はまた当然の祖先を愛する心である。此の点に至らぬなら汎神論者であらうと唯物論者であらうと、人間の情に变りは無い。唯だ之れを神社と云ふ一種の形式に従って現はすやうに強要せられる時に困難は生じるのである。……併し私には私の思想、良心がある。国憲によって保証せられた範囲に於て、信仰及び思想の自由を享有し得ん事を要求する。従って私は一個の基督者として祖先尊崇の精神を表白するに当り、それを私の良心の得心し得る形式に於て為る事を許されたい。祖先尊崇の精神の表白にも基督者には自ら基督者の形式がある。』(6)

このパンフレットの発刊は、あたかも治安維持法の成立、公布と時を同じくし、小野村自身も投獄される決意をもって執筆したものであり、神社崇拝と祖先尊崇の分離という天皇制を媒介をした超国家主義の指示する価値体系への洞察力を欠いた点があるにしても、宗教学上よりする国家神道の矛盾の暴露による神社も一種の宗教であるとの指摘、特に第三点の伊勢神宮の

護符（大麻一筆者注）の発売による拝礼は一種の呪物崇拜で迷信であるという判断は、当局を驚かし、逆に多くのキリスト者に賛同と勇気を与えたのである。

さてこの段階において当局が特に問題としたのは、第三点の「大麻の礼拝は迷信である」との論点で、これは伊勢神宮を「謗するものであり、治安維持法の不敬罪に相当するものと判断した。しかしして特高主任や、思想犯のベテラン検事として名を響かせた向江検事、或いはその代理である田村検事の調査中にそのことをいち早く察知した小野村は、この事件を通して、敗戦間近かの狂った当時の情勢の中で、キリスト教会全体に対する激しい弾圧を思い、焦慮と苦悩の闘いが始まるのである。「伊勢神宮の御簾をステッキでかかげたという、全然事実無根の風説を鵜呑みにして、あの英邁な文相、森有礼を暗殺してつった西野文太郎のような人物は、今の日本にも沢山いる。まして現在の日本は、いわゆる大東亜戦争の形勢、漸く我に否であるため、民衆の感情は日ごとに尖鋭化しつつある。今もしキリスト教の牧師に、伊勢神宮に対しての不敬の言動があったという風評が世間に流れるなら、国民感情の激発によって、どんな理不尽な迫害の暴風が、日本全国のキリスト教会を襲いかからぬでもない。時は戦時、非常の際である、治安維持といふことのために、政府が特別法まで設けている今日である。」¹⁾

かくてこの苦悩と闘いは、次第にその福音の真理的契機より、現実の教会に対する弾圧への加重に思いを致すようになり、無意識の中に教会に対する弾圧排除を第一義と思考し、レトリック的言辭による妥協の道を歩むに至った。

田村検事の「君は神社で発行している『お札』を迷信だと言ったそうだが事実かね？」との問いに「私はお札を大別して、二つに分けて考えています。火難、水難、盗難や悪事災難を免れるためのお守りのように利益を約束するお札は迷信だと考えています。ただ単に神を象徴するだけのお札は、これを迷信と言えないと思うのです。」「伊勢神宮の大麻をどう思うかね?」「あれは特に利益を約束してないと思ってます。」²⁾しかし答弁が、かつての特高主任の取調べの内容と矛盾した点をつかれた小野村は、答弁に窮し、「全身が責任感でしびれるような感じ」の緊張感の中で、折から開かれていた窓から風に吹き飛ばされた彼の個人誌「泉」の中より、かつて執筆した「大麻奉斎の心得」を発見し、この文章を神の恵みとばかり検事に提出した。この文章は、小野村が1943（昭和18）年9月号の

巻頭言として記したものである。その内容は、同年八月下旬、牧師館に来訪した道庁の衛生課長である金井長老の長男が、国民学校において、先生より家に神棚の無い者に手を挙げさせ、「日本国民でありながら、家に神棚の無いようなやつは非国民だ。」との非難を受け、級の生徒からも一斉に軽蔑の眼を注がれて、泣いて帰った事に対する相談であった。³⁾ 豊平物語によれば、「豊平は黙禱の後に決断した。宗教の何ものであるかを理解し得ない、無知、低劣な官僚や軍部の愚策の犠牲となって、全校の職員や、生徒の前に、あの可憐な少年Kちゃんを、犠牲の羊のように立たせてはならない。こう思ったので、豊平はK氏にいうた。『それは兎に角お宅に神棚をお造りなさい。そして問題の根本的な解決を得る日のために御互いに祈り、かつ努力しましょう。』豊平はK氏を見送ると、信仰問題上の非常な重責を双肩に感じた。キリスト者の家庭に神棚を設けることから生じるであろう信仰上の矛盾と弊害とを、どう防衛すべきであろうかを切々と感じた。そして取敢ず目前に迫る問題の処置として、彼が書いたのが、この『大麻奉斎の心得』の一文であった。」⁴⁾

その内容の要点は

- 一般家庭に神棚が設けられるようになったのは鎌倉時代からのことで、伊勢神宮の大麻の頒布がその頃から行なわれるようになったことに由来するとされている。そういうわけで、神棚設置の本来の目的は大麻の奉安であった。
- その後神棚の目的が次第に混濁するようになり、金刀比羅、稲荷、聖天、恵比須、大黒、さては福助、まねき猫までが祭られてその名も恵比須棚、荒神棚、縁起棚等、いろいろの呼び名が生じるようになった。こうした勢いの当然から種々の迷信が神棚につき纏い、その純粋は潰されて了った。
- キリスト者の家庭に設ける神棚はそうした誤りが犯されてはならない。何処までもその純粋が擁護されねばならぬ。迷信による混濁の侵入は断じて許してはならぬのである。
- そうした理由から、キリスト者の家庭では神棚をその本来の精神に帰らせ、大麻の奉安を純一の目的として、その他のお札や、お守を納めることは一切避けるべきである。それが迷信の侵入から神棚の純粋を護る最も簡明な道である。
- かつ奉安の形式も、専ら敬祖の心に基づき、純粋に敬意を表明するだけに止めるべきである。かりにも吉日禍福を祈るようなことの無いように、厳に心

がけねばならぬ。

□ この意味から奉安の形式は、官庁、学校等の御真影奉安所で、または玉座、国旗等に対して守りつつある形式にならうべきであると考え、即ち常に清潔を保つことにつとめる事、一切供物めいたものをお供えすることを慎む事、敬礼に際しては、拍手を打つことなく、厳肅な挙手または叩頭をもってする事、なお神棚本来の精神を誤らぬため、「神棚」と呼ぶ代りに「大麻奉安所」と呼ぶことが宜しきにあらずやと思われる。以上(11)

と述べてあり、まさに田村検事をして「実に巧く書いてある」と感歎せしめた程誠に巧妙なレトリックに満ちた文章であった。

しかし現在の教会的立場からしてみれば、小野村の主観的意図にかかわらず、重大な三つの点で誤謬を犯していた。一つは「神棚」自体を「大麻奉安所」と改称してみても、そこに祭られている「大麻」は祭神天照大神をシンボライズするものであり、日本国家の創造神としての性格は、本質的には何ら変化はなかった。しかも、先に田村検事の訊問に答えて、「伊勢神宮の大麻は特に利益を約束していず、単に神の存在を象徴するだけで迷信と言えない。」と答弁しながら、「大麻奉斎の心得」では、「かつ奉安の形式も、専ら敬祖の心に基づき、純粋に敬意を表明するだけに止めるべきである。」と祖先崇拜の観念に切り換えているのでは、明らかに論理的に矛盾していると言わざるを得ない。またその祭神である天照大神自体、小野村が既に指摘している如く、(12)日本最古の古典「古事記」によると、黄泉の国から還ってきたイザナギの命が、筑紫の日向の橘の小門の阿波岐原で、みそぎ被をした時、命の左眼から生れた八百万神の一体であって、言うならば神の名に値しないアニミズム信仰の原始的一形態であると言えよう。しかも既に指摘した如く、天皇を現人神として祭る天皇制を頂点とした超国家主義理念を、神社崇拜と祖先尊崇とに理論的に分離なしでも、現実には神棚や神社の参拝を容認するならば、支配者にとって何ら本質的に痛痒を感じなかったことである。

この「大麻奉斎の心得」は、確かに当局をして治安維持法としての起訴は不可能にならしめた最大の要因となり、小野村が最も心配した「日本の全キリスト教会に及ぶべき迷惑から教会を救う」(13)法的勝利になりえても、キリスト教信仰の真理的契機よりするならば、妥協と屈服の道を指し示すものに他ならなかつ

た。しかもその本質を小野村自身が意識せずに実行した点に、日本プロテスタント教会全体が、当時の歴史的状况の中で占めた偏向と敗北の要因が存在したものと考えられる。

かくて伊勢神宮の不敬罪の嫌疑が晴れた以上、残るのは個人的反戦思想の問題だけである。九月まで六回に亘る公判の結果、同年九月二十八日、札幌地方裁判所において、羽染徳次判事により、「言論、出版、集会、結社等臨時取締法」第十八条「時局ニ関シ人心ヲ惑乱スヘキ事項ヲ流布シタル者ハ一年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ千円以下ノ罰金ニ処ス」の適用により「懲役八ヶ月ニ処ス、執行猶予ナシ」との判決が下された。その具体的内容は、被告人小野村が1943(昭和18)年4月上旬頃より同年12月下旬頃までの間数回に亘り北星高等女学校において、担任学科の授業中、同校本科及び専攻科生徒数百名に対して

一、大東亜戦争は已むに已まれぬ戦であると思うが、多くの人間が殺され、多くの物質を費やし、国民の苦しみは過大であることからして戦争は敵味方共に悲惨である。これは主イエス・キリストの精神からして非常に悪い行為である。故に戦争は喜ぶべきものではない。

二、大東亜戦争が生じてから、特に米英を鬼畜と罵倒しているが、それは極端な言論である。日本は日露戦争の結果満洲に進出し、利権を得、更に支那を攻略し、物質の豊富な南方地域まで進出せんとする勢力を示したので、これが大きな原因で大東亜戦争が生じたのであるが、これは歴史的必然である。

三、米国人ホスデックは米国は日本と戦う必要がないと言い、米国内において反対運動を起した。米国人中にもこの如く公平で良心的な人物も存在している。

四、日本は明治維新以来文化的に米国の恩恵に浴してきた。つまり米国は日本の恩人であるし、米国人は実に優れている。

五、米国は緒戦において日本の飛行機のために敗北して飛行機でなければ戦争に勝てぬことを早く悟り、ただちに飛行機の大増産に力を尽した。其の点日本は立遅れて今頃になって飛行機の増産を促しているが、これは為政者の責任でもある。

六、米英は物力を誇り、日本は精神力で戦うと言っているが、戦争は精神力だけでは勝てぬ。その証拠にはアッツ島勇士の玉砕も精神力で勝ったのであろうが、遂に物力で負けたのである。

七、大本営発表は戦略上我国の不利益になるようなこ

とは発表を差控え、又利益になることについては適当に発表することもあると思うから、大本營発表は適当に斟酌して考えるべきである。

八、最近閣取引が盛んに行なわれているが、これは配給機構の不備によるところもある、その原因は為政者に手落があるからだ。

というもので、この言説は「宣戦ノ御詔勅ニ昭示アラセラルタル大東亜戦争ノ真義ヲ故ラニ否曲シ、却テ敵米國ノ強大ヲ讃仰シ、之ヲ弁護スルニ近似シタル内容ノ言辞ヲ申聞ケ、以テ時局ニ関シ人心ヲ惑乱スベキ事項ヲ流布シタルモノナリ。」との論告であった。

教会員や日本教会全体のことを憂慮した小野村は、直ちに上告することを決意し、翌十月上京し、日本基督教団総理である富田満牧師ともども鶴沢聡明博士に弁護を依頼したが断わられ、直ちに下阪し、大阪で弁護士を開業している弟の弥太郎を通して法学界の権威者、滝川幸辰博士を訪問し、弁護の快諾を得、十一月に上告趣意書を札幌控訴院に提出した。

この先七月、マリアナ群島のサイパン島を占領した米軍は、当時の巨人爆撃機B29をもって、十一月末より東京を始め、全国各主要都市を空襲し、多くの国民をして敗戦の間近かに迫ったことを悟らしめた。このため交通、通信一切のものが途絶し、控訴院における公判も何度か延期されたが、五月十五日、漸くにして、第一回公判が尾後貫莊太郎裁判長、黒田俊一、入山実両判事陪席の上で開かれ、小野村は許されて約三十分に亘り、神社問題に対する政府の思想の無知さを批判し、日本政府は宗教行政には低能であるとして極言したという。(14) 翌十六日、第二回公判が開延され、教会の時任一彦、醍醐晃長老、並びに北星女学校教師小山達雄の証言があり、翌十七日の第三回公判では空襲下長旅をしてきた滝川幸辰博士が熱弁を振った。かくて同月二十四日、札幌控訴第二刑事部法廷で、小野村に対する判決が下された。「原判決ヲ破棄ス、被告人ハ無罪」

しかしその判決内容は

「按ズルニ、言論、出版、集会、結社等臨時取締法第十八条ノ法意タルヤ、戦時ニ際シ、安寧秩序ヲ保持セントスル目的ノ下ニ、時局ニ関シ人心ヲ惑乱スベキ事項ヲ内容トスル言論ヲ禁遏セントスルニアルトコロ、果シテ人ノ言論ガ、時局ニ関シ人心ヲ惑乱スベキ事項ヲ内容トスルモノナリヤ否ヤハ、須ク其ノ言論ノ全趣旨ヨリ觀察シテ慎重ニ之ヲ判断スベク、単ニ其ノ片言隻句ノ末ヲ捉ヘテ、輕ク之ヲ断ズベキモノニ非ズ、…且斯カル言説ハ唯之ノミヲ觀ルトキハ多少不穩当ノ嫌

アルヲ免レズシテ反社会性アルニ似タリト雖、其ノ之ヲ述ベタル被告人ノ真意ニ於テ、毫モ大東亜戦争ノ性格ヲ歪曲シ、敵米國ヲ賞揚スルガ如キモノ之レアリタルニ非ズ、否、寧ロ被告人ノ趣意トストコロハ大東亜戦争ハ已ムニ已マレス戦争ニシテ我が戦争目的ハ絶対ニ正常ナルコトヲ説キ、以テ国民ノ士氣ノ昂揚ニ資セントシ、又敵米國ノ科学力ノ悔ルベカザルモノアルヲ挙ゲテ我國モ大ニ科学的智識ノ普及ニ力メ、且戦力ノ緊要ナル所以ヲ強調セントスルニ在リタルコト、被告人ノ当公廷ニ於ケル供述並ニ諸般ノ情状ニ徴シ輒ク之ヲ窺ヒ知り得ベキガ故ニ、前段ノ所説ニ鑑ミ、被告人ノ右言論ヲ以テ遽ニ時局ニ関シ人心ヲ惑乱スベキ事項ヲ内容トスルモノト断ジ得ザルモノト云フ外ナン、果シテ然リトセバ、本件公訴事実ハ之ヲ認ムベキ証憑十分ナラズ、畢竟犯罪ノ証明ナキニ歸スルヲ以テ、刑事訴訟法第三百六十二条ニ従ヒ被告人ニ對シ無罪ノ言渡ヲ為スベキモノトス。」と言うものであり、多分に滝川博士の弁護による力が大きであつたと思われる。

かくて小野村の苦渋に満ちた受難としての法廷闘争は、信仰の真理は別として、遂に勝利をもって終焉し、小野村は、再び自らの全生涯を捧げた懐しの札幌北一条教会の聖壇に立つことができたのである。

この小野村の神社問題を中心とした投獄事件は、現代に生きるキリスト者に、自らの戦争責任を含めて、懺悔と反省としての多くの教訓を残したが、筆者は特に次の二点を指摘したい。

小野村は特高主任、検事らの調査をうける段階で、その逮捕の主因が「神社問題」にあることを知った時、小野村が最も心配したのは、前述の如く「日本の全キリスト教会に及ぶべき迷惑から教会を救う」ことであったため、無意識の中に福音的真理としての国家神道との対決に闘いの眼を向けることができなかった。確かに長清子氏も指摘している如く、「まだこの国に基礎のかたまらない教会を壊滅から何とかして守ろうとした苦勞は充分理解できるのであって、一概に否定的批判を下すことのみが生産的評価であるかどうかは……充分検討を要するであろう。しかし、全体的に時局に妥協的、協調的であつて、純福音の立場からの鋭い批判精神を欠いていたことはいなめないのではないかと思う。」(15) との見解は小野村の場合にも適用されるのであり、少なくとも敗戦後、小野村自身「神社問題の疑義」を著した原点に立脚して懺悔と反省をなすべき点があつたのではなからうか。この点遠藤周作氏の近著「沈黙」において穴吊にて殺される日本人キリ

シタンを救う為、ポルトガル宣教師ロドリゴが、背教者として殉教の死よりももっと辛い人間の絶望のどん底において、なお「司祭は足をあげた。足に鈍い重い痛みを感じた、それは形だけのことでなかった。自分は今、自分の生涯の中で最も美しいと思ってきたもの、最も聖らかと信じたもの、最も人間の理想と夢にみたされたものを踏む、この足の痛み。……」⁽¹⁶⁾と神に対する罪の赦しを願いつつ、踏絵を踏んでその「神の痛みの愛」への肉迫と懺悔をなしている。この点こそ大なる神学的課題として、日本プロテスタント教会全体の教会形成そのものの反省の中で、再度思考すべき問題点があると思われる。

またもう一つの問題は、横山貞子氏が指摘している如く、小野村のような大教会の指導者たる牧師の受難と、無教会主義の信徒との受難を対比して、「災害に遇った場合の家族持ちと独身者の違い」⁽¹⁷⁾と表現し「……自らの信仰を個々の責任においてまもる強さは、足手まといを持たぬ、ひとりりで立つ者の強さだった。いっぽう弱者の脱落を防ぐために周囲との摩擦をへらそうとする努力は、総合して大集団を結成することによって国家主義との一枚化をいっそう押しすすめる結果をまねかざるを得なかった。太平洋戦争の状況下に置かれた日本のプロテスタントの動向を見るかぎりでは、組織を持たず、個々に分散するありかたのほうで、信仰の純粋性を保つうえで優っていたということがいえるのであるが……」⁽¹⁸⁾との見解は、歴史的事実としてこれを承認するに吝かでないが、第二次世界大戦中のドイツのバルメン宣言にみられる教会闘争によっても教示された如く、たとえ少数者といえども、福音がキリスト者自らの主体的決意と、十字架の愛に生きた具体的交りと行為の中で、教会組織として有機的に統一されたならば、超国家主義、軍国主義との闘いも、よりアクティブな形において、教会としての、日本民族としての尊い誇るべき証しの遺産として、現代に生きるキリスト者に継承されたに相違ない。小野村投獄事件の真只中であっても、五十嵐とく、柴田花両伝道師、佐々木茂丙、西村久蔵、金井進各長老を中心に牧師不在の教会をよく守り抜き、すんでは、非国民としての批難をうけつつも、札幌市内知名のキリスト者が連名で、小野村の釈放請願運動に努力し、また訴訟費用一万円の拠金を臨時総会で決議し、二倍以上の金額を集めた、その一致した祈りと行動とにおいて、小野村無罪を勝ち得た事実、「家族持ち教会」反面の強さの可能性を示唆するものと思われる。

(注)

- (1) 小野村林蔵著「豊平物語」P 206
- (2) 小野村林蔵著「前掲書」P 221～P 222
- (3) 小野村林蔵著「神社に対する疑義」P 3～P 5
- (4) 小野村林蔵著「前掲書」P 5～P 8
- (5) 小野村林蔵著「前掲書」P 9～P 10
- (6) 小野村林蔵著「前掲書」P 10～P 12
- (7) 小野村林蔵著「豊平物語」P 243～P 244
- (8) 小野村林蔵著「前掲書」P 242～P 243
- (9) 小野村林蔵著「前掲書」P 246～P 247
- (10) 小野村林蔵著「前掲書」P 248
- (11) 小野村林蔵著「前掲書」P 249～P 250
- (12) 小野村林蔵著「前掲書」P 209
- (13) 小野村林蔵著「前掲書」P 254
- (14) 小野村林蔵著「前掲書」P 281～P 282
- (15) 長清子著「時代と人間、浅見仙作……—キリスト者の証言」
(世界昭和40年月8号所収)
- (16) 遠藤周作著「沈黙」P 225
- (17) (18) 横山貞子著「キリスト教の人びと」
P 365～P 366 (転向中巻所収)

結 論

以上不十分な史料と能力にもかかわらず、小野村林蔵の人と思想を、特に国家神道との対立を中心に論述してみた。国家神道との対立という重要問題において、筆者の恩師であるにもかかわらず、あえて批判を試みたのは、その歴史事実と解明を通して、日米安保体制下、平和憲法が蹂躪され、ベトナム戦争への間接的介入までが伝えられている今日、建国記念日が二月十一日に決定をみたことに象徴される如く、天皇制に関連しての国家神道の復活の危惧を感じずからであり、再びキリスト者として、戦時中の過ちを犯すことなく、信仰の自由と、主にある平和を擁護せんが為である。

なお以下に戦時中における日本プロテスタント教会のたどった誤ちの問題点と、今後の在り方を指摘して小論を終えることとする。

第一点は、明治以後における伝統的プロテスタント教会の本質は、一言にして言えば敬虔主義的傾向が強く、それはキリスト教信仰と日本の特質(天皇制国家とその意識の受容)との分離、即ち二元論的信仰意識形態の受容に他ならなかった。それはやがてカール・バルトの神学的理解において、福音と文化の断絶という誤解を生じさせ、意識の中でイエス・キリストを絶対化しつつも、現実においては、天皇制の神格化や超

国家主義的権力の容認をもたらした信仰的、神学的要因であった。

第二点は、社会科学的判断の欠如である。それは信仰的には、敬虔主義に基づくもので、現実社会における生活の倫理性を一切個人的倫理の中に解消してしまうことによって示され、福音の応答という形で社会科学判断を自らの信仰的良心の決断として援用し、階級的、社会的倫理において、人間疎外の基礎である社会的諸矛盾を解明しようとはしなかった。故にこの世にあっても創造的に歴史形成に参与する力として民衆と自らの生活の中で、生きた証しとしての信仰生活を行ないえなかったのである。例えば小野村によって示された如く、現実社会への積極的な参与の意欲はみられても、満洲侵略を、米英白人種を中心とした国際的エゴイズムと、日本人口増加の捌け口との理解に立ち、日本帝国主義の植民地侵略戦争という正しい社会科学判断を欠いていたのである。

では最後に現代的意味における福音の信仰はいかにあるべきであろうか。聖日毎に教会において告知されるケリュグマ＝主の御言葉の宣教は、信徒の生きた交り＝コイノニアの中で体験され、それはこの世における主の十字架の愛によって示された奉仕の業＝ディアコニアによって、即ちこの三位一体的信仰に基づく実

存と行為の中で実現される。言い換えれば、キリスト者は、イエス・キリストによつて示された終末における再臨の日を待望しつつこの世に在っても主の愛にふさわしく「あなたがたによく言っておく。わたしの兄弟であるこれらの最も小さい者のひとりにしたのは、すなわち、わたしにしたのである」(マタイ 伝 二十五章四十節)との行為を、より具体的には、神の似象として造られた無限に価値ある人間が、現実の人間疎外の社会から真に人間が生きるにふさわしい平和な未来ある世界に造り変えていく業に主体的、創造的に参与する中で示されるものと確信する。

(この小論において、論文としての性格上恩師である小野村先生の敬称を一切省略させて戴き、また史料集収不足の為完全なものとしてまとめることができなかったことを、亡くなった小野村先生、及び遺族の方々にお詫び申し上げます。また執筆にあたっては、共立女子大学教授小野村洋子先生を始め、札幌北一条教会山田滋牧師、桑園教会南義子牧師、本校教授時任義昌先生、及び札幌北一条教会員奥茂喜一郎、井上もと、笹川紀勝諸氏の御指導、御助力を戴いた。ここに厚く感謝の意を表します。)

昭和42年1月9日受理